

第二次瑞穂市行政改革大綱

年度別実績



平成 2 1 年度版

年度別実績

項目 (1) 職員定員管理及び人材育成

内容		適正な職員数確保及び配置						
目的		当市は人口の増加が続いており潜在的事務量の増加や市民ニーズの拡大するなかで職員を抑制しつつ適正な職員の配置を進めます。水道業務については、検針や施設の管理の一部業務については、引き続き委託業務を継続し事務効率の向上を目指します。						
計画目標		総職員数 417 人						
平成22年度状況		職員総数 392 人						
		(内 訳) 一般事務職員数 204人 技能労務職員数 26人 保育士教諭職員数 106人 消防職員数 56人						
年度実施状況 (各年4月1日現在)								
担当課			平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
秘書広報課	総職員数 (職員数内訳)		343 人	356 人	371 人	376 人	383 人	399 人
	計画	一般事務職員数	212 人	211 人	211 人	209 人	206 人	207 人
		技能労務職員数	131 人	136 人	136 人	127 人	129 人	26 人
		保育士・教諭職員数	0 人	9 人	24 人	40 人	48 人	110 人
		消防職員数	0 人	9 人	24 人	40 人	48 人	56 人
		総職員数 (職員数内訳)	343 人	356 人	361 人	376 人	384 人	392 人
	実績	一般事務職員数	212 人	211 人	212 人	209 人	204 人	204 人
		技能労務職員数	131 人	136 人	125 人	127 人	32 人	26 人
		保育士・教諭職員数	0 人	9 人	24 人	40 人	100 人	106 人
		消防職員数	0 人	9 人	24 人	40 人	48 人	56 人
前年度比較数		人	13 人	5 人	15 人	8 人	8 人	
備考								

内 容		人材(職員)の育成					
目 的		職員の資質の一層向上を図る必要があることから人材育成計画を策定し、効率的な行政運営を担える人材として育成を図ることを目的とし進めます。					
計画目標		平成26年度		2,000 人			
平成22年度状況		延べ研修参加人数		1,527 人			
年度実施状況							
担当課			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
秘書広報課	職員研修実施 参加延べ人数		-	-	-	-	2,000 人
			148 人	142 人	1,211 人	773 人	1,527 人
	前年度比較数		人	-6 人	1,069 人	-438 人	754 人
	研修内訳						
	長期・短期宿泊研修参加者		X	X	X	X	15 人
	計 画	一般研修	X	X	X	X	70 人
		選択研修	X	X	X	X	50 人
		特別研修	X	X	X	X	10 人
		職場内研修	X	X	X	X	1,855 人
	長期・短期宿泊研修参加者		X	X	X	X	14 人
実 績	一般研修	X	X	X	X	64 人	
	選択研修	X	X	X	X	92 人	
	特別研修	X	X	X	X	9 人	
	職場内研修	X	X	X	X	1,348 人	

内 容		目標管理制度の構築
目 的		職員の資質の一層向上を図る必要があることから人材育成と同時に各職員が目標を決め事務の実施します。
計画目標		現行の勤務評定制度を見直し、平成22年度から目標管理の手法を用いた業績評価を試験的に導入し、検証を行ったうえで段階的に給与等の処遇へと反映させていきます。
～平成22年度までの実績		平成22年度から目標管理の手法を用いた新しい勤務評定制度を開始した。

項目 (2) 経費節減・収入確保等

内容	公共施設の使用料、各種行政サービス負担金等の再点検
計画目的	施設の目的に応じて各年度利用人数を把握し各行政サービスの状況、使用料の検証を行い受益と負担の観点から利用者が限られているサービス等公共施設運営の適正化を図ります。

年度利用状況及び維持管理費								
担当課	施設名		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減(H18-H21)
生涯学習課	総合センター	利用件数(実績)	3,936 件	3,789 件	3,863 件	3,542 件	6,415 件	394 件
		延利用人数	143,928 人	139,247 人	133,791 人	126,938 人	100,295 人	16,990 人
		維持管理費	103,931 千円	104,683 千円	105,524 千円	101,451 千円	千円	2,480 千円
		使用料収入	8,812 千円	7,755 千円	7,766 千円	7,598 千円	千円	1,214 千円
	市民センター(公民館)	利用件数(実績)	2,397 件	2,616 件	2,611 件	2,639 件	4,930 件	242 件
		延利用人数	43,729 人	43,538 人	46,874 人	47,673 人	93,210 人	3,944 人
		維持管理費	31,988 千円	32,011 千円	33,618 千円	32,342 千円	千円	354 千円
		使用料収入	1,838 千円	2,020 千円	2,035 千円	2,009 千円	千円	171 千円
	東南公民館 就業改善センター	利用件数(実績)	1,667 件	1,430 件	1,580 件	2,630 件	2,202 件	963 件
		延利用人数	47,351 人	28,172 人	26,485 人	39,714 人	38,614 人	7,637 人
		維持管理費	14,482 千円	14,490 千円	16,224 千円	15,662 千円	千円	1,180 千円
		使用料収入	1,106 千円	1,298 千円	1,291 千円	1,536 千円	千円	430 千円
	図書館	入館者数	162,611 人	152,528 人	157,726 人	158,322 人	163,646 人	4,289 人
		貸出利用者数	67,403 人	66,233 人	68,782 人	69,949 人	70,144 人	2,546 人
		維持管理費	16,974 千円	17,643 千円	18,888 千円	18,299 千円	千円	1,325 千円
	図書館分館	入館者数	69,061 人	75,585 人	78,292 人	84,605 人	88,266 人	15,544 人
		貸出利用者数	41,216 人	50,445 人	51,884 人	51,442 人	47,403 人	10,226 人
		維持管理費	10,510 千円	10,367 千円	11,013 千円	10,947 千円	千円	437 千円
都市管理課	駐輪場・駐車場	利用台数(実績)	334,368 台	339,000 台	354,375 台	349,493 台	334,382 台	15,125 台
		維持管理費	47,520 千円	48,641 千円	48,620 千円	46,744 千円	千円	776 千円
		使用料収入	40,594 千円	41,174 千円	41,893 千円	39,765 千円	千円	829 千円
下水道課	コミュニティ・プラント	水洗化率(実績)	29 %	33 %	35 %	37 %	40 %	8 %
		維持管理費	50,529 千円	54,792 千円	42,448 千円	43,882 千円	千円	6,647 千円
		使用料収入	31,711 千円	33,855 千円	32,531 千円	32,703 千円	千円	992 千円
	特定環境保全公共下水道	水洗化率(実績)	59 %	60 %	62 %	63 %	64 %	4 %
		維持管理費	46,644 千円	48,409 千円	41,751 千円	43,502 千円	千円	3,142 千円
総務課	本田コミュニティセンター	延べ利用人数(実績)	- 人	- 人	- 人	31917 人	41,277 人	- 人
		維持管理費	- 千円	- 千円	- 千円	18,229 千円	千円	- 千円
		使用料収入	- 千円	- 千円	- 千円	734 千円	千円	- 千円
	牛牧南部コミュニティセンター	延べ利用人数(実績)	29,989 人	29,109 人	33,637 人	30,301 人	32,088 人	312 人
		維持管理費	22,616 千円	22,726 千円	23,106 千円	22,537 千円	千円	79 千円
		使用料収入	1,409 千円	1,138 千円	1,270 千円	1,396 千円	千円	13 千円
	牛牧北部防災コミュニティセンター	延べ利用人数(実績)	87,944 人	80,213 人	92,641 人	85,485 人	60,221 人	2,459 人
		維持管理費	10,216 千円	9,533 千円	10,266 千円	10,081 千円	千円	135 千円
		使用料収入	2,600 千円	2,416 千円	2,311 千円	2,189 千円	千円	411 千円

平成18・21年度比較では、本田コミュニティセンターの新築もあり、8百万程度の増額となりました。利用状況については、市民センター(公民館)利用状況が242件増・東南公民館963件増と両公民館とも増加しましたが、総合センターでは、394件減となりました。図書館では、本館で入館者数が減少したものの貸出利用者数は、両館とも増加しており、特に図書館分館については、平成18年度の入館者数に対し平成22年度では、約1.3倍の19,000人増となっています。駐輪場については、利用台数が15,125台増えています。使用料が829千円減しています。この減額については、利用構成比で平成18年度一時使用34%定期使用66%に対し平成21年度では一時使用37%定期使用63%と変化したことにより使用料の減となりました。

項 目 (3) 民間委託等の推進

内 容	公共施設の管理運営や事務効率向上	
目 的	現在の施設維持管理に関する仕様書等を再検討し、より経費の節減に努め市民の皆さんに活用していただけるよう努めます。	
実施計画		
担当課	管理業務仕様書再点検	業務委託、管理委託の仕様書を今一度見直し、安全が確保できる範囲内で無駄のないよう検討します。
各実施課		
平成22年度までの実績		
<p>【公共施設維持管理運営経費の削減に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設管理業務の一括発注によるコスト削減（建物衛生管理業務、消防設備保守管理業務、電気設備保守管理委託等） ・公共施設管理業務の長期継続契約によるコスト削減（施設清掃業務、エレベーター保守管理業務、自動ドア保守管理業務、施設警備業務等）（H19～） <p>【公共施設の管理運営への民間応力の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うすずみ温泉うすずみ研修センターに指定管理者制度を導入しました。（H18～） <p>【業務のアウトソーシング（民間委託）の推進に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ公共サービス㈱による簡易業務、窓口業務等のアウトソーシングの実施 		

項目	(4) 事務事業の再編・整理・廃止・統合
-----------	-----------------------------

内容	補助金等の見直し
目的	補助金交付は、公益性が高いことや市民が主体で地域の発展を考え進めるものであることから公益性や補助効果の観点から補助事業の精査を進めます。
取組方法	平成22年度当初予算を基準として、公益性、補助効果の観点から、事業計画書を精査し、より効果的な支出のあり方を検討・見直しを進めます。
平成21年度当初予算額	一時的な補助金を除く補助金総額 397 百万円

実施内容						
担当課		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
各実施課	当初予算額	368 百万円	378 百万円	378 百万円	397 百万円	416 百万円
	執行額	350 百万円	342 百万円	343 百万円	333 百万円	
	前年度予算額比較		10 百万円	0 百万円	19 百万円	19 百万円
	前年度執行額比較		-8 百万円	1 百万円	-10 百万円	

項目 (5) 財政の健全化

内容	財政の健全化		
目的	安易に地方債を発行するのではなく、交付税算入措置や後年度の負担を見据えた借り入れをおこなっていく必要があります。経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源等の比率で、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、数値が低いほど弾力的な運営をおこなうことができますので、目標比率を維持するよう管理していきます。		
計画及び現状		21年度	目標
	標準財政規模	9,866,590 千円	瑞穂市は、義務的経費のうち景気低迷による生活保護法に基づく給付や福祉医療等に関する給付額も年々増加しています。また起債償還が19年度より本格的に始まったことによる公債費の増加など今後も増加傾向にありますが、類似団体の経常収支比率は、平成16年度以降90%前後を推移しています。類似団体平均を超えない範囲で比率を維持するよう管理していきます。
	財政力指数(3年平均)	0.854	
	実質公債費比率	4.1 %	
	経常収支比率	90.2 %	
	基金合計額	8610369 千円	
地方債現在高	13,064,601 千円		

実施状況						
担当課	財政力指数種別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
企画財政課	標準財政規模	8,199,588 千円	8,436,154 千円	8,936,581 千円	9,734,123 千円	9,866,590 千円
	財政力指数(3年平均)	0.867	0.903	0.906	0.881	0.854
	実質公債費比率	4.9 %	3.7 %	3.6 %	3.7 %	4.1 %
	経常収支比率	79.2 %	78.3 %	81.5 %	87.8 %	90.2 %
	基金合計額	8,758,110 千円	9,037,217 千円	9,596,177 千円	9,133,426 千円	8,610,369 千円
	地方債現在高	9,782,348 千円	11,126,160 千円	12,970,745 千円	13,280,407 千円	13,064,601 千円

備考	類似団体	平成21年度	
	財政力指数(3年平均)	0.9	
	実質公債費比率	10.4 %	
	経常収支比率	91.2 %	

内容	保有地の処分・有効利用					
目的	将来に渡って活用見込みのない土地を売却し自主財源の確保を図ります。					
実施内容						
担当課	実施業務	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
管財情報課	保有地の処分・有効利用	665 m ²	176 m ²	544 m ²	2,789 m ²	1,156 m ²
		7,774 千円	2,742 千円	13,615 千円	29,012 千円	47,141 千円

項目 (6) 市民参加と協働のまちづくり

内 容		開かれた審議会				
目 的		市の政策形成過程の透明性が向上し幅広い市民の参加を求め、市政への参画機会の拡充を図ります。				
計画目標		公募委員：審議会委員人数の2割以上 女性委員数：審議会委員数の概ね3割以上				
実施内容						
担当課	各年度審議会実施総人数を記載	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
各実施課	審議会委員委嘱人数(A)	- 人	- 人	83 人	52 人	42 人
	(A)のうち公募委員割合	%	%	23 %	12 %	24 %
	(A)のうち女性委員割合	%	%	25 %	33 %	45 %

内 容		パブリックコメント制度の活用	
目 的		市の政策形成過程の透明性が向上し、より多くの施策に対して市民に関心をもってもらうため、各種メディアを使ってパブリックコメント制度の周知を図ります。	
年度	件数	実施内容	
平成20年度	2	市民憲章、障害者計画・障害者福祉計画	
平成21年度	3	次世代育成支援行動計画、男女共同参画基本計画、まちづくり交付金事後評価シート原案（JR穂積駅周辺地区）	
平成22年度	2	男女共同参画推進条例、非核・平和都市宣言	

項目 (8) 第三セクターの健全な経営

内 容		(財)瑞穂市施設管理公社の健全な経営				
目 的	施設管理公社としての適正な受託運営を促進するとともに、施設の管理運営及び市民サービスの向上に貢献することを目指し効率的な運営を行います。					
計画目標	平成20年12月1日施行の新公益法人制度施行により平成25年11月末の移行期間終了までに一般財団法人若しくは公益財団法人の申請を行う必要があることから平成25年度までに申請をし業務内容の精査をおこないます。					
決算状況						
担当課		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企画財政課	歳入	130 百万	136 百万	138 百万	148 百万	149 千円
	歳出	130 百万	136 百万	138 百万	148 百万	149 千円
	追加出資金	0 百万	0 百万	0 百万	0 百万	0 千円

内 容		瑞穂市土地開発公社の健全な経営				
目 的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の取得、管理及び処分を進めていきます。					
決算状況						
担当課	土地保有状況	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都市開発課		0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²

内 容		みずほ公共サービス㈱の健全な経営				
目 的	行政事務の効率化を推進や一時的な業務の受け皿として、良質なサービスの提供ができるよう努めるとともに、経営の安定化が図られるよう努め(財)瑞穂市施設管理公社と合わせ業務内容の精査をおこないます。					
決算状況						
担当課		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企画財政課	売 上	87 百万	117 百万	117 百万	109 百万	千円
	当期純利益	1.5 百万	1.6 百万	4.4 百万	2 百万	千円
	追加出資金	0 百万	0 百万	0 百万	0 百万	千円

資料 2

< 参考資料 >

平成 2 1 年度実績を第 1 次大綱により評価したもの

瑞穂市行政改革 集中改革プラン

年 度 別 実 績

平成 2 1 年度版

集中改革プラン項目

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

【事項】 職員数の削減

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

次のような取り組みにより、効果的・効率的な行政体制を整備し、組織のスリム化を図ることにより、職員数を削減します。

1. 事務事業を見直し、再編・整理・廃止・統合を図ります。
2. 民間委託（みずほ公共サービス（株）等）の推進を図ります。
3. IT機器の活用による事務の簡素化を図ります。
4. 柔軟な組織体制の構築を図ります。
5. 勸奨退職制度の活用を図ります。

【目的・目標・効果】

平成22年4月1日現在の職員数（消防職員を除く）の目標を343人とします。

平成22年4月1日の現在の職員数（消防職員を除く）については、主に保育への需要増加の理由により326人から343人へ増しました。

多様化する市民ニーズに対して、適正な職員数を配置します。

国が示す地方公共団体職員純減率（平成17年4月1日対平成21年4月1日）4.6%に対し、市職員数は343人を40人増員し383人の計画です。この計画の中には瑞穂市消防職員が含まれるため増員となりますが、消防職員を除いた市職員の削減率は2.3%を目指します。（343人（H17.4.1）対335人（H21.4.1））

【年度計画と実績】

単位：人

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
計 画	市職員数	343	356	371	376	399	
	消防職員を除いた数	343	347	347	336	343	
	保育士、学校用務員、給食センター調理員、消防職員を除いた数	212	211	211	209	207	
	(増減数前年比)		13	15	5	7	16
			4	0	-11	-1	8
			-1	0	-2	-3	1
実 績 及 び コ メ ン ト	市職員数	343	356	361	376	384	394
	消防職員を除いた数	343	347	337	336	336	338
	保育士、学校用務員、給食センター調理員、消防職員を除いた数	212	211	212	209	204	204
	(増減数前年比)		13	5	15	8	10
			4	-10	-1	0	2
			-1	1	-3	-5	0
	(対計画) 0	0	-10	0	1	-5	
	0	0	-10	0	1	-5	
	0	0	1	0	-2	-3	
	< 職員純減率（平成17年4月1日対平成22年4月1日）の結果 >						
市職員数 14.87%							
消防職員を除いた数 -1.46%							
保育士、学校用務員、給食センター調理員、消防職員を除いた数 -3.77%							
第二次瑞穂市行政改革大綱の（1）「職員定員管理及び人材育成」の「適正な職員の確保及び配置」に引継ぎ							

集中改革プラン項目

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

【事項】 人件費の抑制

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

給与構造の見直しを実施

年功的な給与上昇を抑制

勤務成績に基づく昇給制度の導入

【目的・目標・効果】

年功的な給与上昇を抑制し、職務職責に応じた給与構造にすることで給与の適正化を図ります。

勤務実績を昇給や勤勉手当により反映させ、勤務実績に基づく処遇を推進することで、職員の能力向上を図ります。

人件費を削減することによる経常経費の抑制ができます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画	人事院勧告に基づく給与構造改革による抑制				
	(人件費抑制額) 40百万円	平成17年4月現在の実績と比較(職員数の増減については、反映しません)した金額で計上。 35百万円	31百万円	31百万円	36百万円
実 績 及 び コ メ ン ト	給与改革を行わない場合と行った実績金額 34百万円減	給与改革後の実績金額でH18とH19の実績を比較した差額 26百万円減	給与改革後の実績金額でH18とH20の実績を比較した差額 11百万円減	給与改革後の実績金額でH18とH21の実績を比較した差額 3百万円減	
第二次瑞穂市行政改革大綱の(1)「職員定員管理及び人材育成」の「適正な職員の確保及び配置」「目標管理制度の構築」に引継ぎ					

集中改革プラン項目

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

【事項】 人材（職員）の育成

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

人材育成については、これまでもさまざまな形態で、また、さまざまな場面において積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、今後は職員の資質のなお一層の向上を図る必要があることから、職員の可能性・創造性等あらゆる潜在的な能力を最大限に引き出し、良質な市民サービスを提供できる職員を育成するため、人材育成の方策として「瑞穂市人材育成計画」を策定し、人材育成をシステム化することで、確実な成果を求めます。

なお、「瑞穂市人材育成計画」の基本的な観点は次のとおりです。

1. 人事管理の観点 「組織の目標達成に向けた職員の育成と効果的な活用を図り、組織の活性化を図ります。」

2. 職場環境整備の観点 「コミュニケーションの活性化や働きやすい職場づくりにより、お互いに協力し合い、自己啓発に努めることのできる職場環境を整備します。」

3. 職員研修の観点 「OJTの推進を基本として、効果的な職場外研修や自己啓発への支援の充実に努めます。」

【目的・目標・効果】

限られた人材、限られた財源の中で、良質な市民サービスとして提供していくことを目的に、全職員が「全体の奉仕者」である公務員の使命を再認識すると同時に、効率的な行政運営を担える人材として自己啓発に努めることを目標とします。

効果としては、少数精鋭主義により、人件費の削減が可能であること、職員の資質向上により市民からの信頼も得られることが期待できます。

【年度計画と実績】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画	人材育成計画の策定		人材育成計画実施計画のローリング実施			
			実施計画の見直し			
		(初年度)	(第2年度)	(第3年度)	(第4年度)	
実 績 及 び コ メ ン ト	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施	人材育成計画を策定し、計画により研修を実施
	研修参加延人数	研修参加延人数	研修参加延人数	研修参加延人数	研修参加延人数	研修参加延人数
	148 人	142 人	1,211 人 (職場内研修実施)	773 人 (職場内研修実施)	1,527 人 (職場内研修実施)	
第二次瑞穂市行政改革大綱の(1)「職員定員管理及び人材育成」の「人材(職員)の育成」に引継ぎ						

集中改革プラン項目

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

【事項】 負担金・使用料等の見直し

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

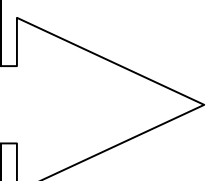
市が特定の事業を実施するにあたり、特に一部の市民に対してのサービスとなる事業については、受益者負担の視点に立ち、分担金・負担金について見直しを行います。

使用料は、施設の使用にあたり、施設の設置費及び維持管理費をもとに応分の負担を求めていきます。

【目的・目標・効果】

受益と負担の適正化を図り、公平性と収入を確保します。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
	負担金、使用料の見直し検討				
実 績 及 び コ メ ン ト	市民の各種負担金 当初予算230,222千円 決算236,459千円	市民の各種負担金 当初予算231,511千円 決算229,145千円	市民の各種負担金 当初予算234,033千円 決算236,034千円	市民の各種負担金 当初予算253,513千円 決算255,904千円	市民の各種負担金 当初予算254,426千円
	施設使用料 当初予算184,761千円 決算193,937千円	施設使用料 当初予算181,814千円 決算194,734千円	施設使用料 当初予算181,127千円 決算186,766千円	施設使用料 当初予算182,964千円 決算188,253千円	施設使用料 当初予算187,601千円
	施設の維持管理費等については、事業別予算で対応	施設の維持管理費等については、事業別予算で対応	施設の維持管理費等については、事業別予算で対応	施設の維持管理費等については、事業別予算で対応	施設の維持管理費等については、事業別予算で対応
第二次瑞穂市行政改革大綱の(2)「経費の節減・収入の確保等」の「公共施設使用料、各種行政サービス負担金等の再点検」に引継ぎ					

集中改革プラン項目

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

【事項】 保有地の処分・有効利用

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

都市基盤整備、公共施設の整備事業用地として取得した土地やその代替地で、一部利用されていない土地を保有しています。これらの中には、取得後の社会情勢の変化や事業の見直しなどにより取得目的への利用が達成されないまま長期にわたって保有しているものや取得目的が達成される時期が見込まれないものもあり、それらの処分や有効活用が課題です。今後は、新たな事業目的への活用を図るとともに、処分等についても、積極的に行います。

【目的・目標・効果】

新たな事業目的への活用、促進、または計画にそぐわなくなった土地の処分を行います。遊休地を削減することで、土地の管理・保全費用が不要になり管理経費の削減ができます。また、資産の有効活用により、財政基盤の強化、行政サービスの向上に貢献できます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
	未利用地の調査・把握 (普通財産・行政財産見直し)				
		新たな行政目的への活用・処分の検討			
実 績 及 び コ メ ン ト	未利用地等の普通財産処分面積	未利用地等の普通財産処分面積	未利用地等の普通財産処分面積	未利用地等の普通財産処分面積	未利用地等の普通財産処分面積
	665.82㎡	176.73㎡	544㎡	2,789㎡	1,156㎡
	売却収入 7,774千円	売却収入 2,742千円	売却収入 13,615千円	売却収入 29,012千円	売却収入 47,141千円
	不用機械器具の処分収入 712千円	不用機械器具の処分収入	不用機械器具の処分収入	不用機械器具の処分収入	不用機械器具の処分収入
	財産管理経費の削減と財源の確保を行いました。	財産管理経費の削減と財源の確保を行いました。	財産管理経費の削減と財源の確保を行いました。	財産管理経費の削減と財源の確保を行いました。	財産管理経費の削減と財源の確保を行いました。
第二次瑞穂市行政改革大綱の(5)「財政の健全化」の「保有地の処分・有効活用」に引き続き					

集中改革プラン項目

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

【事項】 公共施設維持管理運営経費の削減

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

公共施設の維持管理運営費は、利用の拡大や施設の老朽化などにより増加が見込まれます。清掃、警備等の維持管理業務の内容(仕様)・発注方法の見直しでコスト削減を図るとともに、公共建設物の適正な維持管理について、アウトソーシングを踏まえた見直しを行い、維持管理経費の縮減を図ります。
また、市民みんなの公共施設であることを認識してもらい、正しいマナ - で大切に利用してもらいます。

【目的・目標・効果】

平成18年度当初予算対比で公共施設維持管理経費をはじめ、各種事務事業の見直しを含めて、平成22年度までに平成18年度予算の10%以上の縮減を図ります。
経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、内部効率の推進により行政コストの縮減を図ることができ、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画		施設維持管理システムの一元化 調査・検討			
		施設維持管理システムの一元化運用			
		建物維持管理アウトソーシング 調査・検討			
		建物維持管理アウトソーシング			
実 績 及 び コ メ ン ト	【公共施設管理業務の一括発注によるコスト削減】 建物衛生管理業務、消防設備保守管理業務、電気設備保守管理委託				
	【公共施設管理業務の長期継続契約によるコスト削減】 施設清掃業務、エレベーター保守管理業務、 自動ドア保守管理業務、施設警備業務等				
	第二次瑞穂市行政改革大綱の(3)「民間委託等の推進」の「公共施設の管理運営や事務効率の向上」に引継ぎ				

集中改革プラン項目

3. 民間委託等の推進

【事項】 公共施設の管理運営への民間能力の活用

【計画の期間】平成18年度から平成22年度

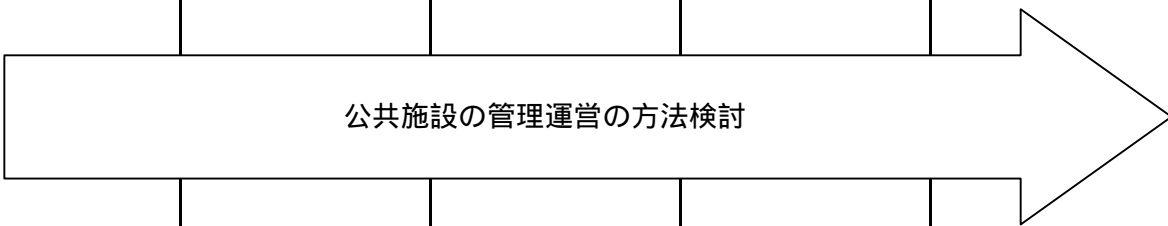
【計画の具体的内容】

公共施設の管理運営については、利用者のニーズ、行政サービスの新たな需要に対応していくという視点から適正化・効率化を進めます。また、さらなる市民サービスの向上と財政負担の軽減を図るため、管理運営の方法（施設の総合管理委託等）について検討します。

【目的・目標・効果】

民間能力を活用することによって、人件費を抑制することができるのと同時に、管理運営に従事していた職員を他の重点施策のために配置することができます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	うすずみ温泉うすずみ研修センターに指定管理者制度を導入しました。	指定管理者制度について、引き続き検討を行いました。			
	第二次瑞穂市行政改革大綱の(3)「民間委託等の推進」の「公共施設の管理運営や事務効率の向上」に引継ぎ				

集中改革プラン項目
3. 民間委託等の推進

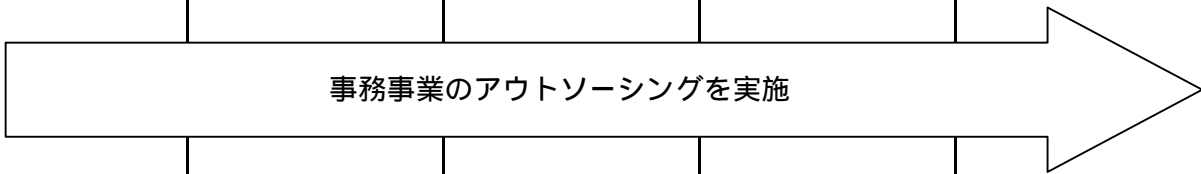
【事項】 業務のアウトソーシング（民間委託）の推進

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】
民間活力の導入の推進にあたっては、国の規制緩和や制度改正の動向を踏まえ、中長期的な視点に立った検討を行い、行政と民間との役割分担という視点に立ち、順次取り組んでいきます。
市が100%出資するみずほ公共サービス(株)への事務事業のアウトソーシングも検討します。

【目的・目標・効果】
民間の能力やノウハウを活用し、行政運営の効率化を図ります。また、市民サービスの向上と適正な職員数の配置、経費の節減を図ります。さらに、職員はアウトソーシングによって、軽減された業務分を新たな施策の企画、実施に充てることが可能となるので、市民のニーズにタイムリーに対応したり時代の先を見据えた事業の展開が期待できます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計					
画					
実績及びコメント	みずほ公共サービス(株)へ簡易業務、窓口業務等アウトソーシング実績 時間外手当実績 前年比約15百万円減 (うち、選挙等特殊事情除いた実績) 前年比約7百万円減	平成19年8月にアウトソーシング基本方針を策定 【窓口業務等民間活用】 みずほ公共サービス(株)へ簡易業務、窓口業務等、アウトソーシングを実施し窓口業務を6課に増やしました。 【民間活用による窓口業務従事者数】 7名 時間外手当実績 前年比約18百万円増 (うち、選挙等特殊事情除いた実績) 前年比約5.8百万円増	【窓口業務等民間活用】 みずほ公共サービス(株)へ簡易業務、窓口業務等、アウトソーシングを実施し窓口業務を7課に増やしました。 【民間活用による窓口業務従事者数】 7名 時間外手当実績 前年比約3.3百万円減 (うち、選挙等特殊事情除いた実績) 前年比約1.2百万円増	【簡易業務等民間活用】 みずほ公共サービス(株)へ簡易業務、文書管理等、アウトソーシングを実施しました。窓口業務の派遣は、派遣受入期間の制限に抵触するため、市での直接雇用に切り替えた他、スポット派遣にて対応しました。 時間外手当実績 前年比約3.7百万円増 (うち、選挙等特殊事情除いた実績) 前年比約4.4百万円増	【簡易業務等民間活用】 みずほ公共サービス(株)へ簡易業務、文書管理等、アウトソーシングを実施しました。窓口業務等はスポット派遣を行いました。

第二次瑞穂市行政改革大綱の(3)「民間委託等の推進」の「公共施設の管理運営や事務効率の向上」に引継ぎ

集中改革プラン項目
4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

【事項】 行政評価制度の確立

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

現在行っている業務内容から市の現状を再認識し、執行とそれによって得られた成果を市民にわかりやすい形で示し評価するシステム「行政評価制度」を確立します。
職員の意識改革と組織の体質改善を図り、限られた財源を重点的・効率的に配分するため、施策ごとの適正な予算配分を目指します。

【目的・目標・効果】

効率的な行政運営や市民が必要としているサービスを提供できるよう、各事業の現状を分析し、認識することを目指します。そして、施策や人員配置の重点化により効果的・効率的な事務事業の見直しが図れます。
コスト意識や目的意識、成果志向をもって自立的に改善改革を図れるよう職員の意識改革を促すことを目指します。

【年度計画と実績】					
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	行政評価システムの段階的導入としてマネジメント・サイクルを職員決裁文書に導入しました。				
		行政評価システムの段階的導入としてマネジメント・サイクルを職員に周知しました。			
			行政評価制度について検討		

集中改革プラン項目

4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

【事項】 補助金等の見直し

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

補助金の見直しについては、合併翌年度（平成16年度）に、主に団体補助金を対象に見直しを行ってきたところであり、今後はさらに事業基準及び補助金交付の選定基準の見直しを進めるとともに、補助団体等の事業内容や経理状況を把握し、運営費補助から事業費補助への転換、単独補助の見直しを図ります。

【目的・目標・効果】

平成22年度当初予算において、平成18年度当初予算対比で10%縮減を目標とします。
経常的経費を抑制することで、財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	他市町の団体補助の基準について調査研究をしました。 【補助金交付状況】 補助金件数 80件	補助金交付規則の一部改正を行いました。 【補助金交付状況】 団体補助（育成）13件 団体補助（補完）10件 事業費補助 49件 イベント等補助 5件 合計件数 77件	【補助金交付状況】 団体補助（育成）13件 団体補助（補完）10件 事業費補助 49件 イベント等補助 5件 合計件数 77件	【補助金交付状況】 団体補助（育成）13件 団体補助（補完）10件 事業費補助 36件 イベント等補助 5件 合計件数 64件	【補助金交付状況】 団体補助（育成） 件 団体補助（補完） 件 事業費補助 件 イベント等補助 件 合計件数 件
	当初予算金額253百万円 実績金額222百万円	当初予算金額253百万円 実績金額220百万円	当初予算金額252百万円 実績金額235百万円	当初予算金額256百万円 実績金額233百万円	当初予算金額283百万円
第二次瑞穂市行政改革大綱の（4）「事務事業の再編・整理・廃止・統合」の「補助金等の見直し」に引継ぎ					

集中改革プラン項目

5. 行政経営システムの見直し

【事項】 財政の健全化

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

経済状況、税制改正や人口構造の変化を踏まえ、的確に税収見込みを把握し、市税収入やその他収入の確保に努めるとともに、重点的な財源配分、経常経費を抑制するため歳出構造の改善を図り、財政の健全化に努めます。

自治体財政の弾力性を示す経常収支比率の平成16年度決算は75.1%であり、一般的な適正範囲の数値となっています。

国が進める交付税改革は、瑞穂市を近い将来において不交付団体となることが予想されます。そのため、財政の健全化をさらに進め、中長期的な見通しを踏まえて各種財政指標を注視し、的確な財政運営を行うとともに瑞穂市の実情を正確に表すことができる指標づくりや情報提供に取り組みます。

【目的・目標・効果】

経常的経費を自主財源まで削減することを目標とし、経常収支比率を抑制します。
経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計					
画	主要施策を見据えた重点的な財源配分 経常的経費を抑制するための歳出構造の改善の実施 				
実績 及 び コ メ ン ト	標準財政規模	標準財政規模	標準財政規模	標準財政規模	標準財政規模
	8,436,154千円	8,936,581千円	9,734,123千円	9,866,590千円	
	財政力指数(単年度)	財政力指数(単年度)	財政力指数(単年度)	財政力指数(単年度)	財政力指数(単年度)
	0.916	0.879	0.849	0.835	
	財政力指数(平均)	財政力指数(平均)	財政力指数(平均)	財政力指数(平均)	財政力指数(平均)
	0.903	0.906	0.881	0.854	
実質収支比率	実質収支比率	実質収支比率	実質収支比率	実質収支比率	
12.3%	7.3%	9.0%	8.4%		
実質公債費比率	実質公債費比率	実質公債費比率	実質公債費比率	実質公債費比率	
3.7%	3.6%	3.7%	4.1%		
経常収支比率	経常収支比率	経常収支比率	経常収支比率	経常収支比率	
78.3%	81.5%	87.8%	90.2%		
第二次瑞穂市行政改革大綱の(5)「財政の健全化」の「財政の健全化」に引継ぎ					

集中改革プラン項目

5. 行政経営システムの見直し

【事項】 積立金の充実

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

基金には、施設建設や福祉事業等の特定目的のために必要に応じて取り崩す積立型基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する定額運用型基金があります。

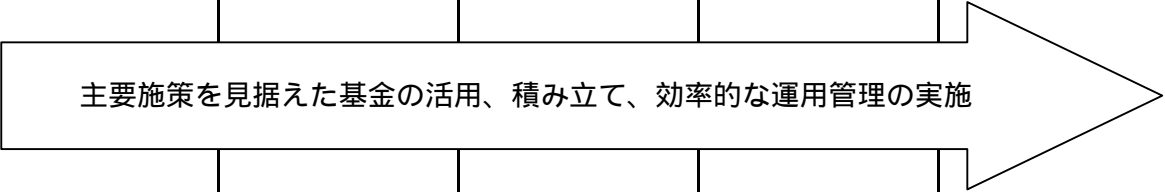
基金の積み立て、取り崩しの金額は予算に計上され、財源調整の役割を果たすとともに中長期的な財政運営の計画性、安定性の確保に寄与します。今後の公共施設の建設・更新整備等による大型事業の実施のためには積立基金の充実が必要です。

また、将来の公債費負担の軽減となる減債基金の役割にも重点を置き、財政状況の範囲において基金を積み立て、将来の財政需要の備えとします。

【目的・目標・効果】

平成22年度末の目標積立合計額は、当該年度の標準財政規模とします。
良質な起債を活用しつつ、基金を充実させることで、将来的に安定した財政運営に寄与します。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
					
実 績 及 び コ メ ン ト	H17準財政規模 8,199,588千円	H19準財政規模 8,936,581千円	H20準財政規模 9,734,123千円	H21準財政規模 9,866,590千円	H22準財政規模
	H17基金合計額 8,758,110千円	H19基金合計額 9,596,177千円	H20基金合計額 9,133,426千円	H21基金合計額 8,610,368千円	H22基金合計額
	H18準財政規模 8,436,154千円	主に減債基金へ積立を行う。	主に減債基金へ積立を行う。	主に減債基金へ積立を行う。	
	H18基金合計額 9,037,217千円	767,964千円	12,204千円	8,234千円	
	主に減債基金へ積立を行う。 318,069千円	減債基金の取り崩し額 160,000千円	減債基金の取り崩し額 400,000千円	減債基金の取り崩し額 200,000千円	

集中改革プラン項目

5. 行政経営システムの見直し

【事項】 電子市役所づくりの推進

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

平成20年度に、財務会計システムをWeb化し、文書の電子化を図るとともに、電子決裁システムを導入します。

ITを活用した情報提供や各種申請・登録等の電子手続システムを検討します。

【目的・目標・効果】

電子決裁システムの導入を検討し意思決定の迅速化を図ります。
 財務会計システムのWeb化の導入を検討し上記の電子決裁システムと連携させ、事務の効率化を図ります。
 基幹業務（住民情報システム）のWeb及びASP化を検討し経費削減及び維持管理のアウトソーシングを図ります。
 電子手続システム導入の検討をし電子手続きによる情報提供や各種申請・登録等の充実による市民サービスの向上を図ります。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画	← 検 討 →		← 導 入 →		
実績及びコメント	県内市町村のWeb化について動向を調査しました。	県内市町村のWeb化について動向を調査しました。 岐阜県共同電子入札システム運営を開始しました。	住基システム及び財務システムのASPシステム化を検討	住基システム及び財務システムのASPシステム化を検討	住基システム及び財務システムのASPシステム化について、他市町を含む研修会に参加し、平成23年度からの導入を実施予定

集中改革プラン項目

5. 行政経営システムの見直し

【事項】 市民との協働の推進

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

市の政策や計画の策定にあたり、事前に内容を公表することで、市民の意見や提案を施策に反映します。

市民参加、市民との協働を進めることを目的として、各課の事務事業における協働推進マニュアルを策定します。

市民による行政への積極的な参加方法として、市民意見提出手続制度(パブリック・コメント)、市民ワークショップ等の位置付けをはっきりさせます。

【目的・目標・効果】

市の政策形成過程の透明性、公正性が向上します。

市政に参画する市民が増加し、市民が主役となったまちづくりが進みます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	職員用の市民協働推進マニュアルを策定しました。	平成20年2月にパブリックコメント手続実施要綱を制定 平成20年2月より瑞穂市審議会等の設置及び運営に関する要綱及び審議会等委員公募基準に関する要綱を制定	【パブリックコメント実施件数2件】 市民憲章、障害者計画・障害福祉計画 【公募実施件数7件】 市民憲章制定委員会、道路整備計画審議会等	【パブリックコメント実施件数3件】 次世代育成支援行動計画、男女共同参画基本計画等 【公募実施件数4件】 都市計画審議会、食育推進会議等	【パブリックコメント実施件数2件】 男女共同参画推進条例、非核・平和宣言 【公募実施件数3件】 まちづくり基本条例推進委員会、特別職報酬等審議会等
	第二次瑞穂市行政改革大綱の(6)「市民参加と協働のまちづくり」の「開かれた審議会」「パブリックコメント制度の活用」に引継ぎ				

集中改革プラン項目

5. 行政経営システムの見直し

【事項】

窓口サービスの改善

【計画の期間】

平成18年度から平成22年度

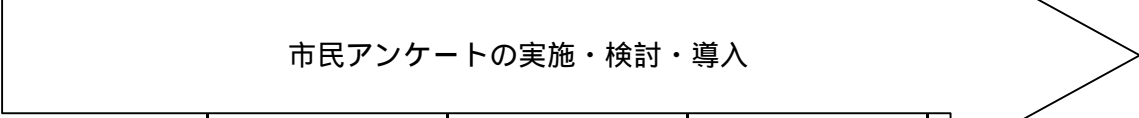
【計画の具体的内容】

窓口における市民サービスの一層の向上を図るため、窓口寄せられる市民の声を分析しサービスの向上等について検討し、見直しを行います。また、職員の接遇研修の実施などにより資質の一層の向上を図ります。

【目的・目標・効果】

市民の満足度が向上し、市政への信頼、協働のまちづくりにつなげます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実績及びコメント	市民保険課・水道事務課・市民窓口課の窓口で公共サービス係からの派遣社員があたり窓口サービスが向上しました。窓口での各種制度について説明パンフレットを作成しました。	穂積庁舎に案内員を配置し、サービス向上を図りました。平成20年3月30日・4月6日の休日に市民課・医療保険課で窓口業務を実施しました。	平成21年3月29日・4月5日の休日に市民課・医療保険課で窓口業務を昨年に引き続き実施しました。外国語による生活パンフレットを作成し窓口にて配布	平成22年3月28日・4月4日の休日に市民課・医療保険課で窓口業務を昨年に引き続き実施しました。	平成23年3月27日・4月3日の休日に市民課・医療保険課で窓口業務を昨年に引き続き実施しました。

集中改革プラン項目

6. 地方公営企業関係

【事項】 下水道（汚水の集合処理）整備区域の接続の推進

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

特定環境保全公共下水道事業（西処理区）については平成16年供用開始、コミュニティ・プラント事業（別府処理区）については、平成15年供用開始ということもあり、水洗化率が低く、設備の維持管理費に対する使用料収入が十分でなく、一般会計から繰入れを行っている状況です。

今後、接続促進に向け、文書や訪問による個別PRを実施し、水洗化率を向上させることで使用料収入の増が見込め、一般会計からの繰入金金の減額を可能とします。

水洗化率：接続人口/供用開始区域内人口

【目的・目標・効果】

西処理区 平成22年の水洗化率 75%

別府処理区 平成22年の水洗化率 52%

水洗化率の向上により、使用料収入が増し、一般会計繰入金金の減額を可能とします。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画	未接続世帯への文書によるPR		未接続世帯へ個別訪問し接続促進のPR		
	(水洗化率)				
	西処理区 61%	西処理区 65%	西処理区 69%	西処理区 72%	西処理区 75%
	別府処理区 37%	別府処理区 40%	別府処理区 44%	別府処理区 48%	別府処理区 52%
実 績 及 び コ メ ン ト	水洗化率実績 西処理区 59%	水洗化率実績 西処理区 60%	水洗化率実績 西処理区 62%	水洗化率実績 西処理区 63%	水洗化率実績 西処理区 64%
	別府処理区 29%	別府処理区 33%	別府処理区 35%	別府処理区 37%	別府処理区 40%

集中改革プラン項目

6. 地方公営企業関係

【事項】 定員管理・給与の適正化・人材育成

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

市全体で作成する定員適正化計画に従うこととします。
給与構造の見直しを実施（年功的な給与上昇を抑制、勤務成績に基づく昇給制度の導入）
水道事業の専門的な業務を習熟できるよう職員研修を実施します。

【目的・目標・効果】

経営の効率化を図ることによって職員数を削減でき、経常経費の抑制が図れます。
年功的な給与上昇を抑制し、職務職責に応じた給与構造にすることで給与の適正化を図ります。
勤務実績を昇給や勤勉手当により反映させ、勤務実績に基づく処遇を推進することで、職員の能力向上を図ります。
職員研修を実施することで、業務のノウハウを蓄積し、専門性を高めます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	市の定員適正化計画及び給与構造改革・人材育成計画に合わせて経常経費の削減を実施しました。又、水道部の組織改革により事務の効率化を図りました。	市の定員適正化計画及び給与構造改革・人材育成計画に合わせて経常経費の削減に努めました。 平成20年3月30日・4月6日の休日に給水開栓等業務（現地）対応を行いました。	市の定員適正化計画及び給与構造改革・人材育成計画に合わせて経常経費の削減に努めました。 昨年度に引続き年度末の休日に給水開栓等業務（現地）対応を行いました。	市の定員適正化計画及び給与構造改革・人材育成計画に合わせて経常経費の削減に努めました。 昨年度に引続き年度末の休日に給水開栓等業務（現地）対応を行いました。	市の定員適正化計画及び給与構造改革・人材育成計画に合わせて経常経費の削減に努めました。 昨年度に引続き年度末の休日に給水開栓等業務（現地）対応を行いました。

集中改革プラン項目

6. 地方公営企業関係

【事項】 業務のアウトソーシング（民間委託）の推進

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度


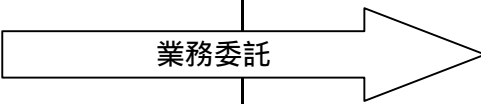
【計画の具体的内容】

水道・下水道の受付、データ入力業務については、日々大量で同一作業であることからその業務について、民間へ委託し、民間事業者の能力を活用します。

【目的・目標・効果】

民間能力の活用により管理運営に従事していた職員を、他の業務・重点施策のために配置することができ、充実が必要な事務や重点施策の推進を図ることが可能です。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	<p>水道窓口業務、電算入力業務についてみずほ公共サービス㈱から労働者派遣職員にて一部業務を行い民間活用を図りました。量水器の検針業務、給水の開栓、閉栓業務を委託しました。</p>			<p>みずほ公共サービス㈱に量水器の検針業務、給水の開栓、閉栓業務を委託しました。 窓口業務の派遣は派遣受入期間の制限に抵触するため、直接雇用に切り替えました。</p>	

集中改革プラン項目

7. 第三セクターの健全な経営

【事項】 瑞穂市施設管理公社の健全な経営

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度


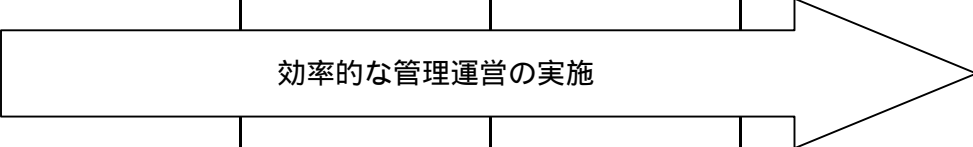
【計画の具体的内容】

合併前の穂積町では、平成9年4月にそれまでの(財)穂積町開発公社を(財)穂積町施設管理公社と名称変更し、公共施設等の管理運営を行ってきました。平成15年5月町村合併により現在の(財)瑞穂市施設管理公社と名称変更し、瑞穂市における公共施設等の管理運営を展開しています。より良質な市民サービスができるよう対応します。

【目的・目標・効果】

これまで公共施設等の管理委託を展開し、市行政の推進に貢献するとともに、高齢者の雇用機会を拡大する効果もあげてきました。今後も、効率的でかつ一層の経営努力が図られるよう努めます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画	受託業務見直し 				
	効率的な管理運営の実施 				
実 績 及 び コ メ ン ト	平成17年度は、44受託事業から、平成18年度は、7受託事業に削減を行い、適正な受託事業の運営を図った。	平成19年度は、平成18年度に引き続き7業務を受託し業務を行いました。	公益法人制度改革合わせた見直し検討	公益法人制度改革合わせた見直し検討	
		【歳入決算額】 136百万円 【歳出決算額】 136百万円 市からの追加出資金無	【歳入決算額】 138百万円 【歳出決算額】 138百万円 市からの追加出資金無	【歳入決算額】 148百万円 【歳出決算額】 148百万円 市からの追加出資金無	【歳入決算額】 149百万円 【歳出決算額】 149百万円 市からの追加出資金無
第二次瑞穂市行政改革大綱の(8)「第三セクターの健全な経営」の「(財)瑞穂市施設管理公社の健全な経営」に引継ぎ					

集中改革プラン項目

7. 第三セクターの健全な経営

【事項】 瑞穂市土地開発公社の健全な経営

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

【計画の具体的内容】

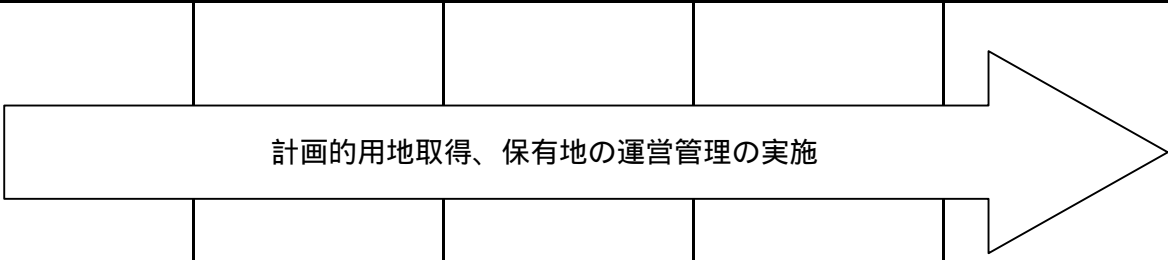
公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の取得、管理及び処分を進めてきました。平成18年度末の保有土地はなく、平成18年度に取得した市立別府保育所改築事業・周辺道路整備事業用地並びに平成17年度に取得した(仮称)給食センター建設事業用地は平成18年度に市にて買い上げ、目的に供しました。

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地となるべき土地の取得、管理及び処分を進めていきます。

【目的・目標・効果】

市が依頼した公共用地の先行取得が効率よく実施されることで、市の施策の実現に寄与します。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計 画					
実 績 及 び コ メ ン ト	<p>【取得】 市立別府保育所改築事業・周辺道路整備事業用地 2,388.72m²</p> <p>【処分状況】 (仮称)給食センター建設事業用地 11,330.52m²、 市立別府保育所改築用地2,275.07m²、 周辺道路整備事業用地113.65m²</p> <p>【保有土地】なし</p>	<p>【取得状況】なし</p> <p>【処分状況】なし</p> <p>【保有土地】なし</p>	<p>【取得状況】なし</p> <p>【処分状況】なし</p> <p>【保有土地】なし</p>	<p>【取得状況】なし</p> <p>【処分状況】なし</p> <p>【保有土地】なし</p>	<p>【取得状況】なし</p> <p>【処分状況】なし</p> <p>【保有土地】なし</p>
<p>第二次瑞穂市行政改革大綱の(8)「第三セクターの健全な経営」の「瑞穂市土地開発公社の健全な経営」に引継ぎ</p>					

集中改革プラン項目

7. 第三セクターの健全な経営

【事項】 みずほ公共サービス(株)の健全な経営

【計画の期間】 平成18年度から平成22年度

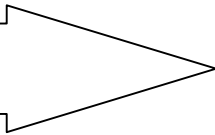
【計画の具体的内容】

みずほ公共サービス(株)は、瑞穂市100%出資により設立された株式会社であり、その設立の趣旨は、行政事務・サービスの抜本的見直しにより、行政事務の効率化のためのアウトソーシングの受け皿と雇用創出であります。会社は、市の業務を念頭に経営されており、民間会社であることによる営利の追求と公共性の両面から安定した経営が保てるよう、指導に努めます。

【目的・目標・効果】

市職員の削減・行政の効率化を推進するために、積極的に行政事務を見直し、アウトソーシングを進めます。みずほ公共サービス(株)はその受け皿として、良質なサービスの提供ができるよう優秀な人材の確保に努め、経営の安定化が図られるよう努めます。

【年度計画と実績】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計					
画	みずほ公共サービス(株)の経営の健全化 				
実績及びコメント	市発注の簡易業務、窓口業務と施設管理公社から移譲された植栽管理業務40業務を受託しました。	平成19年度実績は、市発注の簡易業務、窓口業務(人材派遣等)、植栽管理・清掃業務等61業務を受託しました。	平成20年度実績は、市発注の簡易業務、窓口業務(人材派遣等)、植栽管理・清掃業務等53業務を受託しました。	平成21年度実績は、市発注の簡易業務、窓口業務(スポット派遣等)、植栽管理・清掃業務等67業務を受託しました。	平成22年度実績は、市発注の簡易業務、窓口業務(スポット派遣等)、植栽管理・清掃業務等61業務を受託しました。
		【売上高】 117百万円 【当期純利益】 1.6百万円	【売上高】 117百万円 【当期純利益】 4.4百万円	【売上高】 109百万円 【当期純利益】 2.2百万円	【売上高】 【当期純利益】
第二次瑞穂市行政改革大綱の(8)「第三セクターの健全な経営」の「みずほ公共サービス(株)の健全な経営」に引継ぎ					

平成 22 年度包括外部監査 概要

包括外部監査人 所 洋士

監査の種類について

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

選定した特定の事件について

公の施設の管理運営の在り方について

監査対象年度について

原則として平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日)を対象とした。

監査実施期間について

平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 2 月 18 日

監査の対象について

監査の対象とした公の施設について

対象施設	担当課
老人福祉センター	児童高齢福祉課
放課後児童クラブ	教育総務課
牛牧南部コミュニティセンター つどいの泉	総務課
牛牧北部防災コミュニティセンター	
本田コミュニティセンター	
未利用不動産	管財情報課
市役所	
美来の森	環境課
就業改善センター	商工農政課
巢南庁舎	市民窓口課
火葬場(市営墓地含む)	市民課
公園	都市管理課
瑞穂市自転車駐車場及び瑞穂市駐車場	
市営住宅	
総合センター	生涯学習課・健康推進課・児童高齢福祉課
西部複合センター	生涯学生課・健康推進課
瑞穂市民センター	生涯学習課
瑞穂市巢南公民館	
うすずみ研修センター	
グラウンド	
テニスコート	
ふれあい広場	
瑞穂市ガラス工房	
弓道場	

図書館	生涯学習課
郷土資料館（旧穂積町郷土資料館）	
給食センター	教育総務課
下水道施設	下水道課

監査の対象は、学校等を除いて、市が所有する公的施設のほぼ全部である。

なお、施設ではないが、平成 18 年度策定された「瑞穂市行政改革集中改革プラン」(以下「集中改革プラン」という。)の項目にも含まれており、金額的重要性も高いと思われる未利用不動産についても対象としている。

公の施設に係る委託契約については、契約金額が大きい契約についてのみ検証し、別項目で記載している。

共通する結果及び意見

1 備品管理について

(1) 備品シールの貼付について

(結果)

規則に従い、早急に内容が正しく記載されたシールを貼付する必要がある。

(2) 備品管理一覧表について

備品管理一覧表の精度向上について

(結果)

早急に備品の実査を行い、現物はあるが備品管理一覧表にないもの、また、現物はないが備品管理一覧表にはあるもの、さらに現物はあるものの使用できる状態にないものを把握し、備品管理一覧表の整理を進める必要がある。

また、年 1 回の実査を徹底するよう市全体で取り組まなければならない。

数量の記載方法の統一について

(結果)

現行の登録方法を見直し、マニュアル等で定める必要がある。

また、品名等の表示方法等が不適切で現物を特定できないものがあるため、担当者以外でもすぐに分かるような登録内容を記載するよう徹底すべきである。

備品として登録すべきものの明確化について

(結果)

今後はマニュアル等を作成し、具体的な基準を明確にし、職員全体に周知徹底を図るべきである。

備品の有効活用について

(結果)

市全体の横のつながりを十分とることにより、情報を交換し備品の活用を図る必要がある。課を超えた情報交換は、施設そのものの活用にもつながる重要な課題である。

2 不動産登記について

(結果)

実態に合わせて、早急に正しい地目に訂正するとともに、合併による承継登記で「瑞

穂市」に変更する必要がある。

3 電柱の目的外使用許可について

(結果)

瑞穂市文書規程第36条(文書の保存期限)第1項の規定を考慮すると、許可期間は、最高10年とすべきである。また、財産貸付簿の記載及び管理が必要である。

個別の結果及び意見

1 老人福祉センター

【設置目的】

老人福祉法の規定に基づき、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上に資するために設置されたものである。

【結果及び意見】

(1) 個別の利用許可について

(結果)

社協に対しては、事務を行うのに必要な面積について利用許可が行われているのであり、個別の利用の許可の手続を行うべきである。

(2) 備品管理について

(結果)

瑞穂市の所有する備品と社協巣南支部の所有する備品との所有を明確に区分する措置を講ずるべきである。

(3) 目的外使用について

(結果)

社協への委託業務の範囲は瑞穂市老人福祉センター事業であるが、目的外使用が行われる場合には、直ちに所管課への連絡の対応を明確にすべきである。

(4) 所管の物品が外部に存在することについて

(意見)

みずほ公共サービス(株)の事務所に「瑞穂市老人福祉センター」の備品シールが貼付された物品が存在しており、瑞穂市の備品管理に問題があるため、十分注意することが望まれる。

(5) 利用率の向上策について

(意見)

浴室についての校区別利用率を検討すると、相当巣南地区に利用が偏っていることが伺え、設置の経緯から当然と思われるが、利用率の向上策を検討することが望まれる。

(6) 不動産及び物品の管理について

(結果)

公有財産の管理のためには、公有財産台帳の整備及び台帳付属資料が重要であり、具体的な区分を踏まえ、土地 建物及び建物の従物 工作物 立木に分類し、

従物はその主物の台帳で整理管理すべきである。

また、保全、維持保全、修繕、改修の区分も重要であり、保全の記録を行うべきである。

(7) 社協巢南支部との関係について

(意見)

委託すべき範囲及び業務を遂行するものが明確にされていないため、委託契約の協議事項を明確にすべきであり、無償の事務所使用の利用許可については、別途検討することが望まれる。

2 放課後児童クラブ

【設置目的】

児童福祉法第6条の2第2項、瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例(以下「条例」という。)に基づき、保護者等の就労等を理由に家庭で保護指導を受けることのできない小1～小3(低学年)の児童に対し、放課後児童育成事業を行うために設置されたものである。

【結果及び意見】

(1) 施設について

牛牧小校区放課後児童クラブについて

(意見)

牛牧小校区施設については、受入児童増加の可能性も考えて専用施設とした以上、2階部分をも有効活用できるように検討することが望まれる。

小学校内施設等の利用について

(意見)

放課後児童クラブに適した教室や施設の利用ができないかどうかの調査をした上で、通常時及び休暇中の積極的な利用を検討することが望まれる。

(2) 運営について

委託業務契約書について

(結果)

第7条以下は第6条以下の誤りである。次年度の契約書においては、訂正が必要である。

業務委託手数料について

(結果)

変更契約を締結せずに精算することは契約及び仕様書に違反するため、今後は、変更契約を締結の上精算する必要がある。

(意見)

保護者会に対し、精算払いの意味を理解させ、必要な出費のみをするように指導徹底することが望まれる。

市への提出書類について

(意見)

混乱、不公平が生じないように、提出書類の記載方法については各小校区の保護者会に対し、指導を徹底することが望まれる。

また、提出対象資料については、仕様書の中に明文化することが望まれる。

(3) 保育の利用について

保育料について

(イ)保育料減免制度について

(意見)

「市長が特別な理由があると認める世帯」の減免制度の利用が可能であることを周知させることが望まれる。

(ロ)平日保育料について

(意見)

職員の人件費削減可能性はないかなども含めて、金額の妥当性を検討することが望まれる。

また、休業期間中の保育料についても併せて検討することが望まれる。

(ハ) 一律料金について

(意見)

公設公営であることから、施設によって保育料を分けることが困難であり、一律料金にすることを否定するものではないが、例えば、所得に応じて、利用料金を分けることなどの検討もあってもよいと考える。

保育の対象児童について

(意見)

指導体制の問題もあろうが、各クラブ定員割れとなっている現況においては、対象児童の範囲を拡げることが望まれる。

(4) 職員・人件費について

登録職員数について

(意見)

79名につき、本当に契約が必要であるか、勤務状態を検証した上で、不要であれば積極的に雇止を検討すること、極力雇用職員数を増やさないという姿勢が望まれる。

人件費について

(意見)

放課後児童クラブ事業において支出が大きいのは、人件費(臨時職員賃金)であるため、人件費削減については、時給、指導員とサポーターの割合、ボランティアの積極的利用など、多面的にその可能性を検討することが望まれる。

3 牛牧南部コミュニティセンター つどいの泉

【設置目的】

牛牧南部コミュニティセンター つどいの泉は、市民の健康維持及び地域住民の連帯感の醸成を図るため、地域コミュニティ及び市民相互の交流活動の場として、平成14年に設置された施設である。

【結果及び意見】

(1) 利用申込み及び使用料収受について

(結果)

総務課は、納付が遅れても利用できるという事実を把握しているのであるから、納期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとるなど、何らかの対応をすべきである。

また、窓口業務から納付書作成までの流れをマニュアル化する等、条例に即した手続を徹底すべきである。

(意見)

実際に、総合センターではこのようなシステムで行われているように、センターの窓口で利用を承認し、使用料を収納できるような体制に変える方が望ましい。

(2) 利用状況について

集会室、プレイルーム等の有料施設の利用について

(意見)

センターの利用を促進するためには、利用率等のデータを把握し、利用実態を把握する必要がある。利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。

指定管理者制度導入について

(意見)

利用率が低迷する現状を考慮すれば、他の自治体の事例を参考にしながら、牛牧南部コミュニティセンターへの制度の導入を検討することが望まれる。

その他事項

(イ) 東側の広場について

(意見)

周囲の状況等を考慮すれば、駐車場とする等、効率的な利用が望まれる。

(ロ) 集会室及びトイレ等の天井が吹き抜けであることについて

(意見)

他の自治体の施設等でも採用されている省エネルギー工法であるが、今後の施設等の建設に当たっては、騒音などの問題が発生しないよう十分な検討が望まれる。

また、これらが原因で利用率が低迷しているのであれば、改善し利用率の向上を図ることが望まれる。

4 牛牧北部防災コミュニティセンター

【設置目的】

牛牧北部防災コミュニティセンターは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を図るため、災害発生時における地域の災害対策活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する啓発、教育、訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たす施設として、平成9年に設置された施設である。

【結果及び意見】

(1) 備品管理について

(結果)

除却については、現物を廃棄した写真を残して実際に破棄されたことが確認できるようなマニュアルを作成し、徹底すべきである。

(2) 利用申込み及び使用料収受について

利用後の納付について

(結果)

総務課は、納付が遅れても利用できるという事実を把握しているのであるから、納期限を守らない場合には利用をさせない等の厳正な措置をとるなど、何らかの対応をすべきである。

また、窓口業務から納付書作成までの流れをマニュアル化する等、条例に即した手続を徹底すべきである。

(意見)

実際に、総合センターではこのようなシステムで行われているように、センターの窓口で利用を承認し、使用料を収納できるような体制に変える方が望ましい。

利用手続の案内の記載相違について

(結果)

規則と案内文の内容が異なっており、実際には、条例施行規則の運用がなされているようであるため、案内文を訂正すべきである。(平成 23 年 1 月に訂正したとのことである)

(3) 施設の利用について

(意見)

今後センターの利用を促進するためには、まず、利用率等のデータを把握し、利用実態を把握した上で、目標値を設定することが望まれる。

(4) その他事項について

(結果)

第 1 に、施工業者と十分協議をし、今後の対策を検討する必要がある。

第 2 に、施工のチェック体制を強化し、問題があった場合の責任の所在を明確にするとともに、市民の安全に対する説明責任を果たしていく必要がある。

5 本田コミュニティセンター

【設置目的】

市民の健康維持及び地域住民の連帯感の醸成を図るため、地域コミュニティ及び市民相互の交流活動の場として、市内 3 つ目のコミュニティセンターとして完成。また災害時には、広場は避難場所として、また防災倉庫を施設内に設置し防災備品を備えている。平成 17 年よりコミュニティセンター新規建設にあたり、本田地区の方々に建設委員会を立ち上げ、多くの地域住民の提言を受け地域唯一のコミュニティセンターとして建築された。

【結果及び意見】

(1) 施設利用料について

(結果)

現状歳入額は施設の利用料以外にはないため同一料金ではなく一番新しい施設である本田コミュニティセンターの利用料金の値上げを検討する必要がある。

(2) 利用者数について

(結果)

近隣住民の力を借りながらどのように運営していけば設置目的である近隣住民の連帯感の醸成を図れるかしっかりと考えるべきである。8反にも及ぶ広大な土地を12人の地権者から取得し、約2億6,760万円もの取得費が税金で填補されていることを再認識する必要がある。

(3) 設立経緯について

(結果)

近隣住民とともにコミュニティセンターそのものを廃止することを含め、再度有効利用の検討を早急に行うべきである。

(4) 業務委託料について

(結果)

(財) 瑞穂市施設管理公社に委託している業務内容をしっかりと再検討し契約内容を見直す必要がある。

(5) 入札について

(結果)

今後は、消耗品等を購入する場合でも一定の品質を確保する中で、納入業者の新陳代謝を図り、できるだけ価格が安いものを選んで購入するように努力する必要がある。

6 未利用不動産

【結果及び意見】

(1) 財産台帳について

(結果)

未記入部分があることは規則16条違反であり、契約書などが存在しなくても、登記年月日や取得事由は、不動産登記簿を取り寄せれば、すぐに判明するものであるから、早急に記載すべきである。

また、今後は移動事由等があれば必ず記載し、台帳の様式自体も使いやすいように見直していく必要がある。

(2) 土地明細台帳について

(意見)

記載する場合には、財産台帳の記載と合致するよう注意を払い、適正な台帳を整備することが望まれる。

(3) 不動産登記簿謄本について

(結果)

規則等で明示し、筆ごとに、不動産登記簿を備え(途中取得の経緯を明らかにする

ために閉鎖登記簿謄本も含めるべきである。) 物件の異動が生じた場合には、その都度、登記簿謄本を備えて管理することが必要である。

(4) 契約書類管理状況について

(結果)

規則違反となるため、早急に上記書面を備えるとともに、今後寄付行為があった場合には規則を徹底する必要がある。

(5) 公有財産取得手続について

(結果)

規則違反となるため、早急に上記書面を備えるとともに、今後寄付行為があった場合には規則を徹底する必要がある。

(6) 占有状況について

(結果)

市としては、占有を防止すべく、市管理番号 26 番、27 番、41 番、42 番の不動産と同様に、柵を設けるなり、市有地であることを記した立て看板を設置することが考えられる。また、そのような措置を講じるとともに、定期的な見回りなどの措置を講じること併せて検討する必要がある。

(意見)

土地利用者は、必要があって利用しているものであると思われるが、そうであれば、むしろ、使用許可等を与えて使用料を徴収することも検討することが望まれる。

(7) 処理方針について

委員会における市の対応について

(結果)

適切な方針を立てるためにも、常に最新の正確な情報提供は必須である。

また、委員会に対し、進捗状況を明らかにする資料も作成の上、理由なく遅延しているものについては早急に処理する必要がある。

売却の方法について

(結果)

迅速かつ適切な売却のためにも早急に売却のルールを制定する必要がある。

(意見)

活用されていない未利用地の解消は早急になされるべき事項であるが、普通財産は勿論のこと、行政財産においても、行政用途の供する予定がないのであれば、行政財産用途廃止手続を経て、普通財産とするなどして、早急に処理方針を決定することが望まれる。

(8) 瑞穂市土地開発公社について

(結果)

土地開発公社は上記の目的を達するために、業務を行うものであるが、瑞穂市土地開発公社は、保有財産もなく、利用されていない以上、存在意義はないと思われ、本年度(平成 22 年度)は政令指定都市である大阪市や千葉市などの土地開発公社においても解散が決定されていることから、早急に解散する必要がある。

7 美来の森

【設置目的】

瑞穂市においては、「市民自らが家庭から出るごみの減量化と資源ごみの有効利用を行うことにより、循環型リサイクル社会の輪が一層広がることを目指し、一般廃棄物の処理、資源ごみのリサイクル、廃棄物に対する意識の高揚等の事業を行うために瑞穂市美来の森を設置する。」として、美来の森条例を定め、次の事業を行うとしている。

廃棄物の処理及び再生に関すること。

廃棄物の減量及び再生利用に係る学習等に関すること。

廃棄物の減量、再資源化及び再生利用促進のための啓発に関すること。

廃棄物の減量、再資源化及び再生利用の調査並びに研究に関すること。

廃棄物の再生利用品の展示に関すること。

その他市長が必要と認める事業。

この目的のため美来の森は、美来の森館及び廃棄物処理施設として（イ）ストックヤード（中間処理施設）（ロ）焼却炉及びシートハウス（ハ）一般廃棄物最終処分場の4種の機能を持っている。

・美来の森館について

【結果及び意見】

展示室、研修室の利用について

（結果）

展示室、研修室の使用については、フリーマーケットはコミュニティセンター等で開催すればよいし、フュージング体験教室は本来ガラス工房の事業であり、本来はそこで行うべきであり、市主催行事以外の使用については使用料を徴収すべきである。

（意見）

美来の森館の研修室を改装し、環境課の職員を美来の森館に移すことにより、環境課の仕事効率が上がり、他地域からの流入や物品の持ち出しができなくなり、美来の森館の有効利用にもつながると思われる。

備品の管理について

（結果）

備品管理一覧表に記載されていない机や椅子、ロッカーが数十点見受けられた事は問題であり、手続を経た上で備品管理一覧表に記載し、備品シールを貼付して管理していくべきである。

また、美来の森の備品は環境課が責任を持って管理し、ガラス工房の備品は、ガラス工房内で生涯学習課が管理すべきである。

・ストックヤードについて

【結果及び意見】

持ち込まれたごみの管理状況について

(結果)

何が持ち込まれているかが不明であり、持ち出されている物も不明であることから、リサイクル品の管理に問題がある。他の施設に、美来の森から持ってきた冷蔵庫やロッカー等があったことから、徹底した管理及び監視が必要である。

(意見)

(財)瑞穂市施設管理公社に仕事を受注させるために美来の森を継続しているのではないかとの疑いを招くことにもなりかねないので、随意契約は再検討が望まれる。

剪定木の破砕について

(意見)

循環型社会を目指すところからすると、焼却処分するのではなく、破砕することで柿の生産者が再利用できるとも考えられるが、費用対効果を考え、時期をみて廃止し、将来的には可燃ごみ同様に焼却処分することが望まれる。

・焼却炉・シートハウスについて

【結果及び意見】

(結果)

未使用状態で放置しているのは問題であるが、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析してから再利用を考えるべきである。

・一般廃棄物最終処分場について

【結果及び意見】

(結果)

衛生面を考えても早急に埋め立てて、最終処分場は廃止すべきである。

また、瑞穂市としてのごみの現状を踏まえ、安易に次の施設を作るのではなく、分別方法を徹底し粗大ごみを有料化した上で、改めてごみの量を計算、分析してから再利用を考えるべきである。

・ごみ問題と美来の森について

【結果及び意見】

ごみ問題について

(結果)

粗大ごみの有料化を行えば、他市と同様に粗大ごみの発生量が減少すると考えられるため、早急に有料化を検討すべきである。

(意見)

ごみ処理の問題は、一般廃棄物処理基本計画でも指摘されているように、早急に東南方式に統一すべきと考えられる。

それと同時に、リサイクルセンターへの移行計画について慎重に検討することが望ましい。

美来の森について

(結果)

環境課を美来の森に移すことにより、職員の目が光り、他地域からの流入や物品の持ち出しができなくなり、物品の管理にもなると思われるので、ごみ問題だけを考えれば環境課を美来の森館に移すべきである。

8 就業改善センター

【設置目的】

農業従事者を工業導入企業へ円滑に就業させるため、研修相談を行うとともに、産業の振興、人材の教養知識及び保健体育の向上を通じて地域連帯感の醸成を図る総合施設として、就業改善センターが設置された。

【結果及び意見】

(1) 使用状況の分析資料の作成、利用者の特定化、稼働率の向上の必要性について巢南公民館と一体として利用されているため、巢南公民館の結果及び意見にまとめて記載している。

(2) 使用目的の変更について

(結果)

現状から考えると、利用状況の把握から収支を含め、生涯学習課で一元管理をして運営していくべきである。

9 火葬場

【設置目的】

瑞穂市火葬場条例で、公衆衛生その他公共の施設のため、火葬場を設置する。

【結果及び意見】

(1) 利用状況について

火葬炉(人体炉)について

(結果)

火葬場は、高額な取得費と経費、維持費をかけて市が単独で運営していくのには無理があり、揖斐広域連合のように、近隣市町と広域連合を結成し、斎場の機能を持たせた上で運営していくべきである。

汚物炉(動物炉)について

(意見)

汚物炉については利用件数も多く年々増加傾向にあること、ヌートリア等の侵略的外来種が多くなってきており、市としても駆除していかなくてはならないこと、メンテナンスを考慮すると、人体炉を減らしてでも増設することが望まれる。

霊安室について

(意見)

霊安室は3年間利用実績がないため、今後改装、建替えを行うのであれば、利用状況を十分考慮して設置するかどうかを検討していくことが望まれる。

霊柩車、祭壇等について

(結果)

霊柩車、祭壇等の貸出しについては、近隣市町でも対応している所が少なく、利用状況の大幅な改善が見込まれない限り取りやめるべきである。

(2) 収支状況について

火葬炉(人体炉)の使用料金について

(結果)

火葬炉の使用料金が、近隣市町に比べて安価であり、市内、市外とも使用料金の見直しをする必要がある。

霊柩車、祭壇等の使用料金について

(結果)

霊柩車、祭壇等の貸出しについては、利用件数が少ないにもかかわらず、高額な取得費や経費、維持費がかかることから、大幅な収入増が見込まれない限り貸出しを止め、処分すべきである。

待合室の使用料金について

(結果)

待合室に関しては、近隣市町は使用料を徴収しており、利用規定を作成し徴収すべきである。

(3) 備品管理について

(結果)

霊柩車の運転手が環境課の職員であることから、一般廃棄物処理場に出された品物(冷蔵庫、パーチャルビジョン等)を火葬場内で再利用していることは問題であり、手続を取って実施すべきである。

10 市営墓地

【設置目的】

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、墓地を設置する。

【結果及び意見】

(結果)

ほづみ霊園、野田霊園とも、集落営の墓地を市が拡張し市営の霊園としているので、修理はその都度行政と管理組合で協議しているが、明確な規定を定めて運用すべきである。

(意見)

ほづみ霊園、野田霊園とも、集落営の墓地を市が拡張し市営の霊園としているので、市営以前の権利が生じていることは理解できないでもないが、条例では1世帯1施主1区画のみ利用であることから、条例の遵守が望まれる。

11 公園

【結果及び意見】

(1) 馬場公園について

(結果)

公園管理はみずほ公共サービス(株)が委託業務を行っているが、清掃管理表が見当たらないため実際行われているかどうかの確認がとれないので、今後適切な管理確認をとれるようすべきである。

(2) 南流公園について

トイレの清掃について

(結果)

週に1回清掃作業が実際行われているかどうかの確認がとれないため、今後適切な管理確認をとれるようすべきである。

水飲場の水道施設について

(結果)

園内点検は原則年6回であるが、周辺地域の治安等を考慮し、回数を増やすなどして住民サービスを充実させる必要がある。

(3) 馬場公園・南流公園運動場利用状況及び管理状況について

利用状況について

(意見)

馬場公園のグラウンドの利用数はあまりに少ない。作ったら終わりではなく、有効利用されるようPR活動し、利用してもらうように働きかけることが望まれる。

管理状況について

(結果)

近隣住民に委託している運動場の利用申込業務について、適切な運用がなされるようチェック体制を整えるべきである。

(4) 五六川親水公園について

(意見)

五六川の河川敷に面した58,100㎡の広大な公園である。しかし現在は、河川区域内で都市管理課は、積極的に公園のPRを行っていないが、もう少しPRすることで瑞穂市民全体のための憩いの緑地公園とすることが望まれる。

(5) 根尾川河川公園について

(意見)

公共財産である公園を特定の団体だけが利用するのではなく、誰もが利用できるように是正することが望まれる。

(6) 森天神神社児童公園について

(結果)

地元管理の公園ということで市の担当者も不明部分が多い。遊具も定期点検を行っているとはいえ、器具自体の老朽化がすすみ事故発生リスクが大きい。こうしたリスクを未然に防ぐための管理を行う必要がある。

(7) 瑞穂市砂場検査について

(意見)

所轄課である都市管理課の担当者も検査時に立ち会いながら実施状況の把握に努め

ることが望まれる。

1 2 瑞穂市自転車駐車場及び瑞穂市駐車場

【設置目的】

(1) 瑞穂市自転車駐車場について

道路等における自転車等の放置を防止し、良好な生活環境を保持するとともに、自転車等の利用者の利便を図ることを目的としている。

(2) 瑞穂市駐車場について

自動車の利用者の利便を図り、もって良好な生活環境の向上に寄与することを目的としている。

【結果及び意見】

(1) 供用時間について

(意見)

瑞穂市第1自転車駐車場の1階以外の瑞穂市自転車駐車場(自転車用)についても供用時間の見直しを行い、稼働率の向上を図ることを検討することが望まれる。

(2) 軽自動車専用駐車場について

(意見)

次回、大規模な改修工事を行うときには、再度、普通自動車を駐車可能にするスペースが確保できるかを確認し、駐車場の利用者の範囲を拡大するよう検討することが望まれる。

(3) 統計資料と未利用地について

(意見)

瑞穂市駐車場についても統計資料は非常に重要となってくるが、30分以上の利用者だけではなく、金額には現れてこない30分以内の利用者の統計をとることによって、利用者が駐車場をどのように利用しているのかを把握するなど、目的をもって統計をとっていくことが望まれる。

(4) 業務委託について

(意見)

現在の業務委託料の内訳はほとんどが人件費であるので、自転車駐車場の機械化の検討とともに、人員の配置を見直し、効率的な運営を行うことを検討することが望まれる。

また、指定管理者制度の導入についても検討することが望まれる。

1 3 市営住宅

【設置目的】

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

【結果及び意見】

(1) 公有財産台帳(土地の部)に関する付属書類の整備について

(結果)

公の施設の管理の基礎となる公有財産台帳(土地の部)及びその関連資料は、正確な記録とともにその整備は、万全を尽くすべきである。

(2) 条例の引用条文の項数について

(結果)

地方自治法第 238 条の 4 の引用項数は、「第 4 項」でなく「第 7 項」であり、早急に訂正すべきである。

(3) 敷金の利息収入の計上とその用途について

(結果)

公営住宅法第 18 条第 3 項は、「事業主体は、第 1 項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。」と規定されているため、適切に予算充当すべきである。

(4) 駐車場について 1 部屋につき 1 台無料との公示について

(結果)

瑞穂市公示においては、駐車場について 1 部屋につき 1 台無料との記載はなく、広報みずほのみの記載であるので、この部分について公募内容を同じにし募集すべきである。

(5) 住宅使用料が延滞金の対象であることについて

(意見)

市営住宅家賃の滞納処理方法について、家賃は私法上の債権となることや、県や近隣市町の動向を考慮し、今後徴収方法を検討することが望まれる。

(6) 入居の公募方法について

(意見)

ホームページにおいても市営住宅の概要等について、駐車場使用料、住宅使用料は延滞金の対象である旨を含めて、広報することが望まれる。

(7) 公示の記載に「第 1 種」、「第 2 種」の表現について

(結果)

平成 8 年の改正により、現在の公営住宅法では、「第 1 種」、「第 2 種」の区分はなくなっているので、早急に対応すべきである。

1 4 総合センター

【設置目的】

市民の福祉及び健康の増進、生涯学習の推進並びに文化の振興を図るため(瑞穂市総合センター条例 第 1 条)設置された。

【結果及び意見】

(1) 施設について

(意見)

このような施設に年間 1 億円の経費がかかっていることを市民に知らしめ、今後の

運営についての民意を問う必要があるのではないかと考える。施設利用料の減免措置も含め有効的な利用方法、適正な料金設定を、全庁挙げて早期に確立されることが望まれる。

(2) 開館時間の短縮化について

(結果)

会議室であれば市民センターがあり、保健センターは検診がない時は閉鎖されており、季節によって開館時間を短縮するとか、デイサービス以外は休館日を増やすなど、利用状況とコストに見合った対応を検討する必要がある。

(3) 利用状況の分析不足について

(結果)

日ごと施設ごと時間ごとの利用状況が分かるデータを作成し、現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討する必要がある。

(4) 一体的な有効活用について

(結果)

他の施設との複合集合施設とはいえ、多額の金額をかけた建造物の割には利用日数が限られていることから、同じような施設が複数存在することが果たして必要かどうか真剣に検討する必要がある。より有効的な利用方法を市民目線で考え、一体としての活用を検討する必要がある。

15 西部複合センター

【設置目的】

市民の健康の増進並びに生涯学習の推進及び市民の教養と文化の振興を図るため（瑞穂市西部複合センター条例第1条）設置されたもので、旧巢南町図書館建設基金と国からのふるさと創生基金を使って建設された。

【結果及び意見】

(1) 施設の維持管理について

(意見)

建設から7年近くしか経過しておらず、まだ修繕が必要な箇所はないと思われるが、今後は大規模な修繕が必要となってくる。必要な対策について早期に手だてを考えることが望まれる。

(2) 施設の重複について

(意見)

西部複合センターに保健センター機能を集約することで、利用者がより有効的にセンターを利用できるよう考えることが望まれる。

また、保健事業として高齢者人口の増加とともに介護予防事業等に取り組んでいるが、今後は介護予防普及啓発・介護予防活動等の地域支援事業の拠点としても保健センターの利用を考えることが望まれる。

16 瑞穂市民センター

【設置目的】

(1) 瑞穂市穂積公民館について

市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること（社会教育法第20条）。

(2) 瑞穂市体育館について

市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の普及及び振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与すること。

【結果及び意見】

(1) 回数券について

(結果)

不正を未然に防ぐという点から、回数券の印刷は瑞穂市が行い、ナンバーリング等を行うことにより、回数券の管理をする必要がある。

(2) 講習について

(意見)

講習の方法についての検討を行い、また、どうしても指導員等による専門的な指導が必要ということであれば、講習の開催回数を見直すなどの検討が望まれる。

(3) 使用料について

(結果)

民間施設を参考としてサーキットトレーニング室の使用料の見直しを検討する必要があるが、サーキットトレーニング室の存続そのものも十分に検討する必要がある。

(4) 利用団体登録申請書の確認について

(意見)

住所等の確認がされていないので、免許証等によって住所等の確認をする方がよいと思われる。

(5) 利用申請について

(意見)

調整期間における調整が効率的に行われるようにするために、瑞穂市の行事で使用する事が確定している施設については、申請受付期間よりも前に使用不可であることを公示する方がよいと思われる。

17 瑞穂市巢南公民館

【設置目的】

公民館は、市民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第20条）。

【結果及び意見】

(1) 使用状況の分析資料の作成について

(結果)

現状を様々な角度から分析し、最小の費用で最大の効果を得るためにはどうすべきかを検討していく必要がある。

(2) 利用者の特定化について

(結果)

インターネットでの利用申込みといった更なる利用拡大の方法を考えるか、または利用料引き上げによって利用者に応分負担をしてもらうといった対策を練る必要がある。

(3) 稼働率の向上の必要性について

(結果)

稼働率の向上に努力し、少しでも有効利用されるように、他の施設を含めインターネットによる使用申込システムを導入する等の対策を講ずる必要がある。もし現状が続くのであれば、瑞穂市穂積公民館との統合や他の施設に機能を移す等の措置を検討する必要がある。

(4) 窓口業務の委託廃止について

(結果)

開館時間の柔軟な対応、窓口業務の効率化によりコスト削減を検討すべきである。

(5) 資料室について

(結果)

資料の中には貴重な資料もあると思われるので、保管状況を改善する必要がある。また、せっかくの郷土資料であるため、1階ホールもしくは郷土資料館に展示し、市民に見てもらおうようにするとともに、空いた資料室を有効に利用すべきである。

18 うすずみ研修センター

【設置目的】

根尾村が設置する「薄墨桜、うすずみ温泉など観光資源の開発と村の健全な発展をめざす施設」の一部に、自然と親しみ、研修できる施設として、両者の住民の利用により相互の交流を図ることを目的として設置した。

【結果及び意見】

(1) 建物の財産台帳記載金額について

(結果)

取得時の関係契約書、帳簿及び関係資料を検討したところ、記載金額は、設計監理業務委託料3,778千円を含んでいなかったため、建物に追加記載すべきである。

(2) 備品管理について

(結果)

現在の所管である生涯学習課には、うすずみ研修センター関係の備品台帳が作成保管されていないため、早急に整備すべきである。

(3) 本巢市の施設との施設利用に関する相互協議について

(結果)

瑞穂市の「瑞穂市うすずみ研修センター条例」には、「瑞穂市民及び本巣市民」の減額今後の運営について、本巣市の施設の指定管理者「(財)NEO桜交流ランド」または本巣市と協議し、瑞穂市民の利用についての減額対象の取決めを行うべきであり、同時に瑞穂市においても、広報を積極的に行うべきである。

(4) 建物の維持管理改修計画について

(結果)

維持改修計画の金額、時期等を含め、本巣市と施設の維持管理について、用地の貸付関係を含めて、協議する必要がある。

(5) うすずみ研修センターの今後の計画及び売却について

(意見)

本施設については、本巣市へ移管し、施設利用に関する相互協議により、割引または減額対象を明確にした方がよいと思われる。

19 グラウンド及びふれあい広場

【設置目的】

市民の体育、スポーツ、レクリエーションその他社会体育の普及及び振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与することを目的に設置する。

【結果及び意見】

(1) 総合論点について

利用の許可について

(結果)

優先団体の選定については平等原則の趣旨を念頭に適正かつ明瞭な基準を作成し、それに基づき見直すべきである。

インターネットを活用した施設の予約について

(意見)

瑞穂市においても今後、利用者数の増加及び利用者の利便性を向上させるため、インターネットによる体育施設の予約の導入について検討することが望まれる。

利用状況について

(意見)

今後は各施設について、利用時間帯ごとの稼働率、稼働日数、利用団体及びその利用回数を月単位で毎年度作成するなどの対策が望まれる。

使用料について

(意見)

受益者である市民に応分の負担を求めるためには、使用料の積算根拠を明確にし、市民にわかりやすく説明できるようにすることが必要である。

(2) 個別論点について

鷺田橋グラウンドについて

(結果)

今後、市民の利用向上を図るため、サッカーの試合ができるようにサッカーゴール

等の設備を整えることも有効ではあるが、そもそもサッカーグラウンドを市が所有する必要性について他の体育施設の利用状況を考慮しながら再検討すべきである。

犀川グラウンドについて

(結果)

グラウンドとしての機能を十分果たすことができない状況下では、市民の利用向上を図ることは困難であるものと考えられる。今後も市民の利用に供するものとは考えられないため当該土地については返還することを検討すべきである。

生津ふれあい広場について

(結果)

体育施設として適切な整備が実施されず市民の利用向上が図れない現状では、土地を有効に活用しているとは決していうことはできないため、この現状を改善すべく土地の利用計画について売却を含め検討すべきである。

(仮称)大月グラウンドについて

(結果)

借地については、一度、返還することを含め検討すべきである。

また、グラウンドの建設について必要であると判断された場合においても、多目的広場として一時使用されている生津ふれあい広場をグラウンドとして整備し、使用することで代替施設として市民のニーズに応えることにならないのか検討すべきである。

20 瑞穂市ガラス工房

【設置目的】

家庭から出るガラス瓶を材料にコップ・花瓶などを作り、リサイクル感覚を養ってもらうことを目的としている。当初は、牛乳パックから紙をすき、葉書等をつくる紙すき工房を併設していたが、現在は、ガラス工房のみを運営。

【結果及び意見】

(1) 条例について

(結果)

受講料については、地方自治法第228条に、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定されているように、条例で定めることが必要となるため、早急に整備すべきである。

(2) 業務委託について

(結果)

たとえ業務委託料が無料であったとしても、委託業務契約書・仕様書等を作成し、委託内容を明確にすべきである。

また、今後歳入が逼迫していく中、事業費の増額は当然であるが、節約についても十分な検討と説明が必要となることは避けられない。

(3) 受講料の徴収について

(結果)

受講料の徴収漏れ等の問題が生ずる前に、何時、どれだけの教室が開かれ、何人の受講者が参加したのかを、正確にチェックできる体制を整備すべきである。

(4) 備品の状態の把握について

(結果)

例えば、業務委託者に備品の状態を報告してもらう仕組みを作るなど、常に物品の状態を把握できる体制を整えるべきである。

また、当徐冷炉については、事故の原因となりうる可能性もあるので、今後、使用する予定がないのであれば、早急に売却もしくは処分をすべきである。

(5) 瑞穂市ガラス工房の今後について

(結果)

今後、瑞穂市ガラス工房の存続を考えていくのであれば、最低でも、受講料及び施設使用料の見直しや瑞穂市ガラス工房のコスト削減を検討すべきである。

さらに、利用率向上を目的として、ホームページによる広告を行うべきである。

2.1 弓道場

【設置目的】

建設当時、旧穂積町近郊に弓道場がないため建設して欲しい旨の市民からの要望に応え、建設された。

【結果及び意見】

(1) 利用状況について

(結果)

押入れなどに瑞穂市所有の弓と矢が保管されているのは解るが、明らかに個人所有の弓と矢が収納場所のほとんどを占めている現実があるため、保管料など実費を徴収するなどの検討する必要がある。

(2) 弓道場及び駐車場について

(意見)

現在の施設の形状では近的（近距離的的場）しかできないという利用者の声を考慮すると、本館を北側（屋外広場）に移設あるいは新設の上、より有効的な利用を検討し、さらに、多くの市民が弓道という競技に触れる機会を、市側と競技団体とともに考えることが望まれる。

(3) 利用料金について

(意見)

現状の利用金額による歳入では、施設の修繕等が発生した場合はすぐに支出超過（赤字）となってしまうため、近隣市町の利用料金を参考に早急の料金改定が望まれる。

2.2 図書館

【結果及び意見】

(1) 利用登録の状況について

(結果)

現在の瑞穂市のホームページは楽修館及び分館の概要並びに図書の検索が掲載されているのみである。情報も固定化されており新着情報としては新刊の検索ができるこ

とだけであるから、ホームページの構成について検討する必要がある。

(意見)

現在の登録者数について

現状を改善するために年代別にどういった図書が読まれているのか、また読みたいのかを把握することが必要であると思われる。

選書に当たっては年代別の意見が平等に反映されているか、また、反映されるような仕組みとなっているのか検討することが望まれる。

インターネットによる本の予約について

本の予約についてホームページ上で行えるようにすることが望まれるが、この件については、既に市において実施に向けて検討されているため早期に実施されるよう要望する。

(2) 除籍について

(結果)

処分方法は不用決定等事務処理要綱において定められているが、処分する図書の選別及び図書の内容に合わせた処分方法などについて定められていないことから、その方法についても検討が必要である。

(3) 利用者からの要望について

(結果)

図書について予約申込書を用いて市民にわかりやすい形でリクエストを受け付けていることから、視聴覚資料についても同様の方法で受け付けるよう是正措置を講じるべきである。

(意見)

市民のニーズに応えた図書館づくりをするためにも図書や視聴覚資料のリクエストのみならず、図書の配置について、図書館事業について、職員への要望等の受け付けを行うことについて検討が望まれる。

(4) 直近3年間の比較について

(意見)

定期的な全体会議を実施することにより情報交換をはかり共通認識のもとで図書選定を行うことも重要であるため、選定の方法について再度検討するとともに、分類別の回転率を図書選定の際考慮することが望まれる。

(5) 図書館数について

(意見)

図書館は2つを統合して楽修館だけとし、分館は他の施設に転用することも含め、用途変更を検討することが望まれる。

2.3 瑞穂市郷土資料館(旧穂積町郷土資料館)

【設置目的】

都市公園法第2条第2項の「公園施設」であり、同項第6号に定められた教養施設(都市公園法施行令第5条第5項第1号 陳列館)である。

【結果及び意見】

(1) 利用状況について

(結果)

郷土資料を利用するのであれば、リストを作成するなど整理し、少なくとも関係者の財産権を尊重して常時利用に供する状態にすること、利用しないのであれば、所有者に返却し、あるいは、岐阜県博物館等の施設に寄贈するなどの措置を講じることが必要である。

また、このような保管状況であるがゆえに、郷土資料を保管する土地・建物(旧JA生津支店建物2棟)は有効活用されているとはいえない。元々本件土地・建物は、他の農協施設とともに特に具体的必要性もなく購入したものであると思われるため、郷土資料を利用するのであれば早急に郷土資料館に値する状態にする必要がある。

(意見)

都市公園内の施設であることから、都市公園法に、また、建築基準法その他諸法令に反しない限りで、使用実態に合わせた公の施設に変更することが望まれる。

(2) 収支状況について

(結果)

現行の賃貸借という形態を継続するとしても、早急な賃貸借契約の賃料の見直しが必要である。

(3) 備品管理について

(結果)

施設として存続させるのであれば、備品管理一覧表を作成し適切に管理すべきである。

(4) 施設管理状況について

(結果)

市として、鍵の交換を予定していることは評価できるが、再び合鍵を作成できれば、同じ事であり、自治会への指導等、不特定多数人が自由に出入りすることのないように徹底を図るべきである。

2.4 瑞穂市給食センター

【設置目的】

学校教育法(昭和29年法律第160号)の趣旨より、教育効果の向上及び安全な給食の効率的な実施を図るために、瑞穂市給食センター条例(平成19年9月1日から施行)により設置された施設である。

【結果及び意見】

(1) 施設について

(結果)

給食提供対象者に対し、アレルギー調査を施すなど、実態を調査し、アレルギー食専属の職員を雇用するなどして、アレルギー室を本来の目的通り使用し、アレルギー食対応をする必要がある。

(意見)

熱気が籠もらないように、熱気対策の設備はされているが改修費やランニングコストを考慮し、例えば換気扇の見直し等、何らかの対策が望まれる。

これも費用対効果の問題もあるが、事故が発生する可能性もあり、場所を拓げる工事などの対策をすることが望まれる。

(2) 直営方式について

(意見)

瑞穂市においては、新施設を建築の際に保護者等からも安心安全の給食のため直営で行うようにとの要望を受け、議会でも説明を行い直営とされた経緯があるが、今後も民間委託の実態を調査・研究するなどして、市直営方式が妥当であるか、民間委託へ切り替えるとしてもその範囲をどうするかなどを検討しつつ運営することが望まれる。

(3) 表簿の管理について

(結果)

施設台帳を備えていないのは、明確な規則違反であるので、早急にセンター内に備える必要がある。

(4) 瑞穂市給食センター運営委員会について

(意見)

平成21年度以降は会議録が作成されており、会議録の内容からすれば、運営委員会は条例及び規則に則り、適切に運営されていると思われるため、今後も継続されたい。

(5) 瑞穂市学校給食献立委員会について

(結果)

設置目的自体は妥当であるが、設置根拠が不明確であるので、規則等で設置根拠を明確にする必要がある。

(6) 備品管理について

(結果)

消耗品である食器類については、5年に1度新調するとのことであるが、規定に基づくものではないため、合理的根拠を示して新調をする必要がある。

(7) ハリヨ公園及びゲートボール場について

(意見)

ハリヨ公園、ゲートボール場そして駐車場も合わせれば相当な敷地面積となり、不要であれば、分筆の上、隣地会社への売却なども検討に値する。

(8) 契約関係について

給食配送業務委託契約について

(イ) 随意契約であることについて

(結果)

今後も平成19年度と同様、入札形式によるべきである。

(ロ) 契約書における責任負担の明示について

(結果)

事故に関する責任負担については契約書で明示しておく必要がある。

(八) 業務委託契約とされたことについて

(結果)

業務の根幹である使用車両を無償貸与することなどは、労働契約あるいは派遣契約とみなされる一事情と考えられるおそれもあり、車両の使用料は負担させる必要がある。

食材の購買契約について

(意見)

資格者は瑞穂市外の業者も含まれている。海産物など他県業者でもやむを得ない場合もあろうが、食の地産地消という観点から適切かは再検討することが望まれる。

給食費の徴収管理について

(結果)

家庭訪問回数の増加、給食費に対する保護者の理解を図る、分納制度の積極的利用を促すなど引き続き任意の督促で努力する必要があるが、10万円を超えるような高額未納者等に対しては、裁判所を通じた訴訟、支払督促など法的措置を講じるなどの何らかの措置が必要である。

2.5 下水道施設

【結果及び意見】

(1) 瑞穂市の下水道の普及状況について

(意見)

市街化がほとんど進んでいないとみられる公共下水道の整備予定地域のさらなる絞り込みや、市として現在実施しつつある、整備資金をあらかじめ基金として積み立てる方式(平成22年度から積立を開始している)で将来世代の負担を軽減することなど、財政や将来世代に配慮した整備方針を、さらに進めていくことが望まれる。

(2) 水洗化率について

(意見)

今後は、瑞穂市上下水道事業審議会からの次の『瑞穂市汚水処理計画の策定等について』の答申において提言されている諸施策を継続的に実施しつつ、以前に実施され効果があつたとされる方法等も考慮し、長期的な視点で水洗化率向上に取り組むことが望まれる。

(3) 下水道使用料について

(意見)

下水道使用料は、維持管理費等のコストや建設費回収の観点からから決定していくことが望まれる。

(4) 経費回収率について

(意見)

瑞穂市としては、維持管理コストを徹底的に削減するとともに、当該施設の利用を隣接する自治体に働きかけることなどにより設備の稼働率を高める。また将来的には、

隣接自治体の下水道事業が進展した時に、当該地区の下水を接続させてもらうという
ようなことも検討することが望まれる。

(5) 瑞穂市汚水処理計画の策定等について』答申及びその提言について

(結果)

瑞穂市は住民への説明責任のかんてんかた、コミュニティ・プラントに関して他の
下水道関連の特別会計と同様の情報開示を行うべきである。

(意見)

今後も補助金制度の創設など安易な方法は採用せず、長期的な視点で水洗化向上を
図ることが望まれる。

2 6 委託業務の契約状況

【結果及び意見】

(1) 指名競争入札について

(結果)

専門知識が必要な業務については設計金額の積算は難しいと思われるが、できる限
り適切な設計金額の算定に努力することが必要である。

また、あまりに予定価格とかい離れた入札額だと業務執行に係るリスクが高まるた
め、最低入札額を設けることも質の確保をするうえで必要である。

(2) 随意契約について

生涯学習施設窓口業務について

(結果)

窓口業務の経費はほとんどが人件費である。

市の財政が逼迫し、聖域なき経費の削減が迫られていることから、これまでの経緯
は度外視し、ゼロから見積をし直す必要がある。

総合センター業務について

(結果)

今後は少しでも契約額を引き下げるよう、設置業者以外からも見積りを入手するよ
う努力することが望まれる。

下水処理場施設維持管理業務（アクアパークすなみ、アクアパーク別府水処理セン
ター）について

(意見)

このような姿勢は、積算が困難な業務委託をする際も長期的に見れば必ず経費削減
に結び付くであろうから、他の業務委託でも参考にすることが望まれる。

また、両町が合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討
していくことが望まれる。

浄化槽の清掃保守管理業務について

(意見)

この業務も下水処理施設維持管理業務同様、積算して予定価格を決めており、そこ

で削減した部分で他の業務を賄っている点では評価できるので、他の参考にすることが望まれる。

また、両町が合併して7年経過しており、このような取引の一元化も将来的に検討していくことが望まれる。

火葬場業務について

(結果)

したがって、今後は少しでも経費を削減できるよう、每期ごと業務回数や単価を見直して交渉し、少しでも契約金額が安くなるよう努力する必要がある。

提言

1 施設の統廃合について

施設の老朽化が進み、再取得が必要となった時に、お金がないからできませんという方が簡単かもしれない。しかし、それまで何十年と事業を行い続け、維持管理も支払い続けることになるため、トータルの支出は現時点で決定するか、再取得時まで先延ばしするかで異なってくる。

施設が存在する限り、そこに仕事生まれ、配属された職員はそこで一定の成果を上げようと努力するため、継続すればするほど益々統廃合の検討が困難になると思われる。

国の財政、地方の財政ともに裕福で先行きが明るければこのような議論は必要ない。しかし、景気回復の先行きが見られず、今後ますますデフレ経済が進み、国及び地方財政の改善が期待できないこの状況で、決断を先延ばしにすることは大きな問題ではなからうか。

旧穂積町や旧巢南町としがらみがあり、どれを残しどれを廃止するとしても、全市民が納得することはなく、必ず反対意見が出るであろう。しかし、施設としては似通ったものも多いことや、市の財政状況、今後の財政の見通しをしっかりと市民に説明し、将来にできるだけ多くの負担を残さないという考えを説明できれば、必ず理解は得られると考えられる。何もしないことが最大の罪であるため、この報告書をきっかけに、できる限り早い段階で施設の統廃合、スリム化を図っていくことを切に望む。

2 使用料の見直し

結果及び意見で述べたとおり、設備の維持管理にも多大なコストがかかるが、仮に利用者が条例上の減免団体であったとすれば、結果利用者の負担はかなり軽く済んでしまう。

その一方で、施設全体の維持管理は全市民の税金で賄われることになるから、その維持管理費の額とサービス内容からすれば、できるだけ使用料は実情に合った金額に設定しなければ、最終的なつげは全市民に回ってくる。

瑞穂市としても、各施設での使用料設定の根拠を再確認し、全体としての設定方法を統一する基準の策定に取り組んで頂きたい。

3 備品管理

(1) 備品実査について

市民の税金で購入された備品であること、それを適切に管理することの重要性を市職員全員が再認識し、早急に実査の計画を立て、台帳と現物の一致または不一致を確かめる必要がある。

(2) 遊休備品の管理について

今後は現物実査をする際には、遊休備品であるかどうかを把握するよう徹底すべきである。

(3) 備品の課を超えた全体管理について

各施設で購入した備品は市の備品であり、市民の税金で購入したものであるため、市全体で使用しなければならない。現在作成中の備品一覧表を市職員全員の共通の情報とし、所管課を超えた共通使用を行うべきである。

これは同時に、縦割り行政を止め、壁を取り払った横断的な行政の実現への足がかりとなるものであり、備品だけではなく、行っている事業に対しても相互に情報を共有し、理解を深めることで、重複が避けられることも考えられる。そうすれば、事業の統合、さらには施設の統合も実現可能となるであろう。

4 直営か民間利用か(指定管理者制度の導入)

指定管理者の募集に言えば、公募とすべきか、募集期間は準備期間として適切か、業者は地域内に限定すべきかなどがある。また、安かろう悪かろうではいけないので、選定時に総合的な評価が採用されているか、仕様書の内容の妥当性やその後の見直しができているかもあるであろう。さらには、管理者にどの程度インセンティブを与えるべきかや業務の適切なモニタリングや評価ができるのか等、様々な問題点が挙げられる。

これの問題点に背を向けることなく、真摯な姿勢で取り組んでこそ、初めて指定管理者制度を導入した成果が出てくるはずである。

児童クラブ、保健センター、図書館は公益性が強く、導入には合わないかもしれないが、それ以外の公民館、コミュニティセンター、スポーツ施設や駐車場・駐輪場、市営住宅等は、指定管理者制度の導入を検討する必要があるのではないか。

導入実績がなく、ノウハウがないというのであれば、収入も一定規模あり民間からも応募が見込まれる駐車場・駐輪場をまず手始めに導入し、その結果を踏まえて順次検討を行っていくことも重要である。

具体的なスケジュールを立てることなく消極的であれば、制度導入はいっこうに進まないことになる。

以上